

西会津町雪対策基本計画（第2期）



西 会 津 町

目 次

第1章 西会津町雪対策基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	4
2 計画の役割と位置づけ	4
3 計画の見直し	4
4 基本計画のめざす方向について	4
(1) 基本理念と基本目標	4
(2) 基本コンセプト	5
(3) 町の将来あるべき姿	5
(4) 計画の体系	6

第2章 地域の死傷事故防止に向けて

1 現状と将来見込み	8
2 取組みに向けた課題	11

第3章 施策の展開

1 雪に強いまちづくり	14
1-1 流雪溝、消融雪設備の整備	14
(1) 流雪溝の整備、維持管理	14
(2) 消融雪設備の整備、維持管理	15
1-2 雪に関する情報提供システムの構築	17
(1) 雪に関する相談窓口の設置	17
(2) 気象情報の提供	17
(3) 道路交通情報の提供	18
(4) 雪害情報の提供	18
1-3 雪に強い居住環境の整備	20
(1) 克雪住宅の普及	20
(2) 生活環境施設の雪対策	22
(3) 空き家の雪対策	22
1-4 冬期共同住宅の整備	24
(1) 冬期共同住宅の整備	24
1-5 環境にやさしい雪対策の調査検討	25
(1) 自然エネルギーの活用	25
2 冬の快適な道づくり	27
2-1 道路交通の確保	27
(1) 除雪体制の強化	27
(2) 除雪機械の整備	27
(3) 関係団体との連携強化	28
(4) 除雪オペレーターの育成確保	29
2-2 歩道の確保	31
(1) 歩道除雪の推進	31
(2) 通学路の確保	32

3 共助による雪処理の体制づくり	33
3-1 地域における雪処理の体制づくり	33
(1) 地域除雪組合の設置	33
(2) 小型除雪機械の配置	34
(3) 一斉除雪の推進	35
3-2 除雪弱者、要配慮者への支援	36
(1) 除雪弱者、要配慮者への支援体制の充実	36
3-3 雪処理担い手の確保	39
(1) 地域除雪活動の推進	39
(2) 民間業者による除雪・雪下ろしの対応強化	40
(3) 除雪ボランティアの活用	40
4 安全な生活環境づくり	43
4-1 雪害防止対策	43
(1) 雪害防止施設の整備と危険箇所の周知	43
4-2 安全な雪対策の取組み	44
(1) 交通安全対策活動の実施	44
(2) 除雪作業の安全啓発	44
5 豪雪時の体制づくり	46
5-1 豪雪対策本部の設置と応急対策	46
(1) 防災計画に基づく豪雪対策本部の設置	46
(2) 防災計画に基づく応急措置の実施	46
6 雪を活かしたまちづくり	48
6-1 産業及び観光の振興	48
(1) 雪氷冷熱エネルギーを利用した新しい産業の振興	48
(2) 雪国の特性を活かした農林業の振興	49
(3) 雪国の特性を活かした観光の振興	49
(4) 雪と親しむイベント、スポーツ等の推進	50
(5) 雪国の伝統文化の伝承	51
(6) 都市との交流	52
6-2 快適な冬の暮らし	53
(1) 雪国の健康づくり、健康管理	53
(2) 伝統的な雪国の「衣」「食」「住」の継承、振興	54
(3) 雪国教育の推進	55
第4章 施策の展開	
1 計画の進行管理	57
2 施設展開の行程	58
第5章 資料編	
1 町雪対策基本計画等策定作業の考え方と組織体系	62
2 町雪対策基本計画策定等委員会委員名簿	64
3 町雪対策基本計画等策定プロジェクトチーム構成員名簿	65
4 策定経過	66

第1章 西会津町雪対策基本計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の見直し
- 4 基本計画のめざす方向について



1. 計画策定の趣旨

本町は全国でも有数の豪雪地帯であり、毎年12月から3月までは、「雪との闘い」に明け暮れ、雪に強い町づくりが大きな政策課題となっています。こうしたことから、昭和62年度に「除排雪体制の確立」「生活環境の整備」「産業の振興」からなる「克雪・利雪・まちづくり計画」を策定し、流雪溝や除雪ドーザ、小型除雪機械などの整備を進め、平成13年度には第2次計画を策定し、流雪溝の整備拡張を図ってまいりました。さらに、平成28年12月には冬の快適な生活を確保するために、町民、事業者、行政が一体となり、地域除排雪体制や利雪、親雪などを含めた克雪体制の構築を目指す総合的な「西会津町雪対策基本計画」を策定し、住民による除雪組合の運営や除排雪に係る福祉サービスなどの実施や、快適な冬の生活の確保に努めてきたところであります。

しかし、近年の人口減少、高齢化の進行により雪処理の担い手不足など、冬期における住民生活に支障をきたしている地域が増えており、豪雪地帯の安全安心な暮らしを確保するために、効率的な雪処理の仕組みづくりや、快適な冬期の生活環境づくり等、雪国ならではの地域づくりが求められることから、「西会津町雪対策基本計画」の見直し及び、新たに地域の死傷事故防止を目的とした「地域安全克雪方針」を策定するものです。



2. 計画の役割と位置づけ

「西会津町雪対策基本計画（第2期）」は、国の豪雪地帯対策基本計画に基づいて策定した計画であり、町や町民をはじめとする関係者等によって、町の将来あるべき姿や課題解決に向けた町民・地域・行政の役割を定め、地域が一体となった雪対策を推進していくための指針です。

町は、この計画の具現化に当たって、適切な財政措置ができるよう努力します。

また、国、県に対しては、この計画の円滑な推進と各種施策の実現に向けて積極的に働きかけていきます。



3. 計画の見直し

本計画期間については、国県の動向や社会経済情勢の変化、気候変動等により必要に応じて、適時見直しを行っていきます。



4. 基本計画のめざす方向について

(1) 基本理念と基本目標

基本理念

「人と自然にやさしいまちづくり」

行政と町民が一体となり、雪に強い快適な生活環境づくりと災害に強い、安全安心なまちづくりを進めます。

基本目標

「協働のまちづくりによる誰もが住み良い雪国の創生」

雪対策は、行政はもとより除雪企業や関係する団体、企業や町民がそれぞれの役割を認識し、自助、共助、公助の考えのもと相互に連携、補完しながら、地域全体で取組む推進体制が求められていることから、「協働のまちづくりによる誰もが住み良い雪国の創生」を基本目標に計画の推進を図っていきます。

(2) 基本コンセプト

基本目標の具体化にあたり、計画内容の基本コンセプトを以下のように考えます。

- ① 雪に強いまちづくりの推進
- ② 自助・共助・公助に基づく官民協働の雪処理体制の推進
- ③ 高齢者や除雪弱者にやさしい雪処理体制の推進
- ④ 豪雪時及び豪雪災害時における対応と体制の推進
- ⑤ 環境にやさしい雪対策の推進
- ⑥ 利雪・親雪・遊雪の推進

(3) 町の将来あるべき姿

■ 3年後に目指すこと

- 除雪に関する課題に対して、解決に向けた対策が実施されている町。
- 雪処理の担い手を確保するための取組みが実施されている町。
- 雪処理支援隊の活動が活発に行われている町。
- 冬期間の事故防止に向け、ルールやマナーが守られている町。

■ 5年後に目指すこと

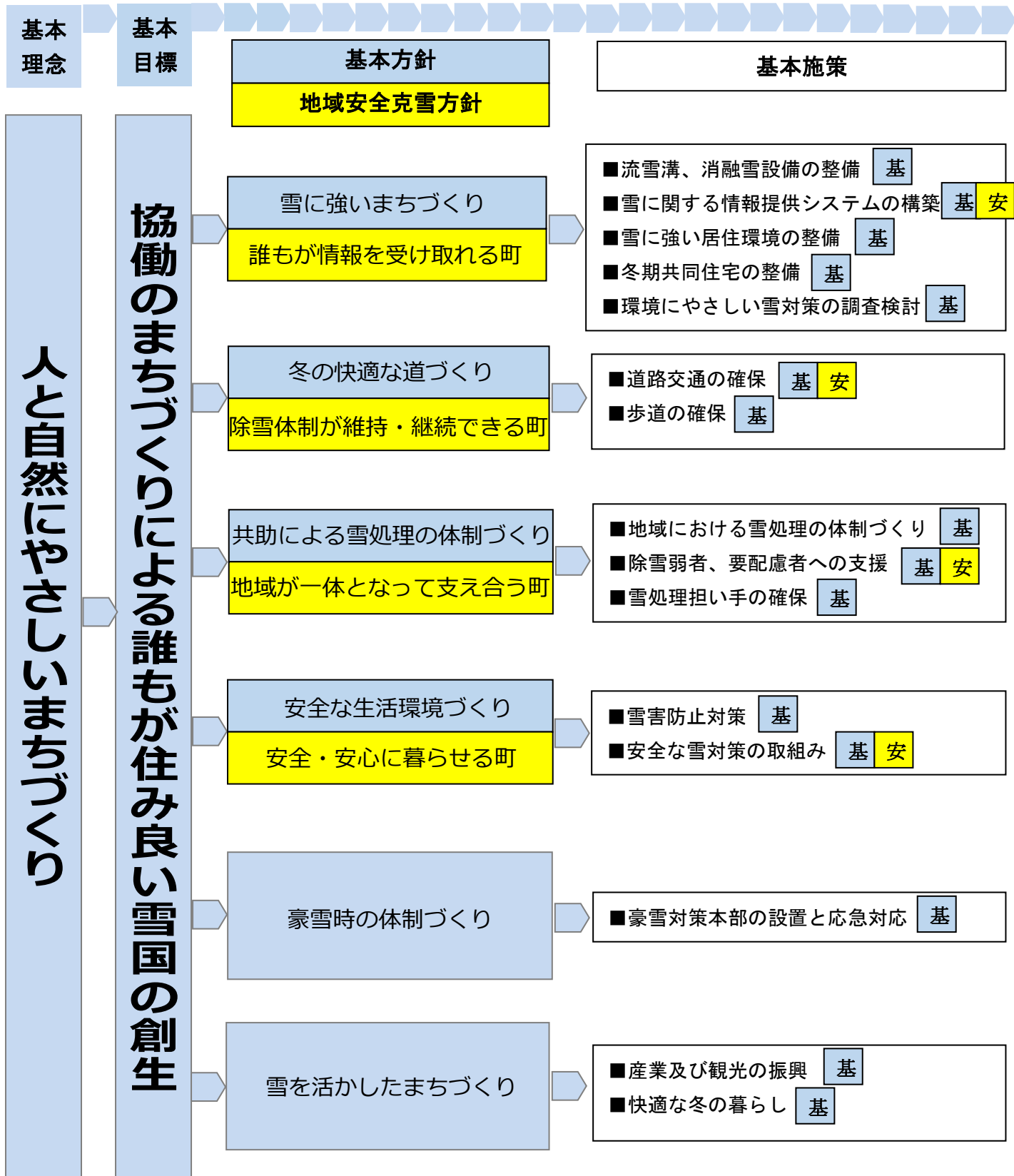
- 豪雪時の災害情報や雪に関する支援・補助について町内全戸に情報が提供される町。
- 除雪オペレーターに対して、支援・補助が確立されている町。
- 地域の共助による雪処理の体制づくりが活発に行われている町。

■ 10年後に目指すこと

- 情報システムの発展により、誰もが情報を受け取れる町。
- 除雪体制が維持・継続できる町。
- 町民の誰もが安心して暮らせるよう、地域が一体となって支え合う町。
- 死傷事故防止に向けたルールやマナーを守り、安全・安心して暮らせる町。

(4) 計画の体系

基本理念と基本目標を踏まえ、6つの基本方針（**基**）と地域の死傷事故防止に向けた4つの地域安全克雪方針（**安**）に基づき基本施策を展開します。



第2章 地域の死傷事故防止に向けて

- 1 現状と将来見込み
- 2 取組みに向けた課題



1. 現状と将来見込み

(1) 雪に関する情報提供システムの状況

本町では、雪に関する相談窓口を設置し、問い合わせ先の一元化や、民間気象会社から情報提供を受け、ケーブルテレビなどで放送するほか、警報発令時などは国や県と連携しながら、防災行政無線や戸別受信機、ケーブルテレビを通して情報提供を行っている。道路交通などライフラインの確保は、住民生活や地域経済には不可欠であり、5年後、10年後は、冬期間の気象情報、道路交通情報などを担当課で※PUSH型・PULL型を組み合わせた、町民の皆さんへの情報伝達手段を確立することが求められる。

＜内閣府 市町村のための降雪対応の手引きより（令和4年11月改訂）抜粋＞

■降雪の予報が出たときに伝達すべき情報

○町民への情報提供

- ・気象情報や交通情報への注視の呼びかけ
- ・大雪で外出ができなくなった場合でも自宅で安全に過ごせるよう、早めの準備（各家庭で災害備蓄の活用など）を促すための情報。 など

○外出抑制・早期帰宅の呼びかけ

- ・大雪時は不要不急の外出抑制、早期帰宅に努めるよう注意喚起する。 など

○要配慮者の安全確保のための活動を降雪前から準備

- ・要配慮者それぞれの特性に応じた多様な伝達手段を組み合わせることにより、情報を確実に周知できるよう準備を整える。

〈情報伝達手段〉

聴覚障がい者に対しては、戸別受信機（表示板付き）、個別訪問（自主防災組織など）

視覚障がい者に対しては、戸別受信機、個別訪問（自主防災組織など）

外国人などに対しては、やさしい日本語、多言語による情報提供

※PUSH型・PULL型・・・PUSH型＝不特定多数の住民に対して情報を発信する方法

PULL型＝住民が必要な情報を自ら選択し、取得する方法

(2) 除雪受託組合等の状況

本町における除雪体制については、毎年策定する除雪計画に基づいて、町直営による除雪と町除雪組合への委託による除雪を基本とし、3箇所の除雪ステーションを核として、車道、歩道除雪を中心に早朝の通勤、通学に支障がないよう除雪作業を行っている。

除雪機械については、国の補助金等を活用し計画的に更新をしている。また、除雪作業について、国・県はもとより地域の除雪組合と連携しながら進めている。

直営除雪オペレーターは、令和4年度は24人を雇用しており、平均年齢は49.3歳であり、除雪組合は、60人（常時及び交代）で平均年齢は52.7歳である。高齢化、後継者不足が進行しており、人員の確保が難しくなっている。

今後、除雪オペレーターに対する補助制度等の創設を検討していく必要がある。

(3) 要配慮世帯数と雪処理支援隊員数の状況

高齢化世帯や、高齢者ひとり暮らし世帯が増加している本町では、見守りや支援が必要な要配慮世帯が増えている。特に冬期間の除雪作業は、高齢者世帯やひとり暮らしにとっては切実な課題である。

地域においては限界集落といわれる高齢化率50%を超えた集落も多く見られ、地域全体で見守り支援を行うことも困難になっている。

そのため、家族や集落からの支援が困難な高齢者世帯、高齢者ひとり暮らし世帯等の要配慮世帯に対して雪処理支援隊を派遣することで冬期間の安心な生活を支援している。

近年では、人口減少や高齢化の進行によって、要配慮世帯数は増加しており、今後もさらに増加することが予想されている。それに伴う、雪処理支援隊員数の確保も必要となる。



※毎年要配慮世帯数が2世帯ずつ増加するとして推計

(4) 冬期間の事故発生状況

本町では、冬期間交通事故が多発している。特に雪の降り始めや道路の凍結時において、スリップなどによる車両事故が発生しており、また、日没が早いことから夕暮れ時の交通事故なども起きやすい状況である。

また、平成 29 年度には家屋の倒壊により 1 名が死亡、平成 30 年度には流雪溝への除雪作業時の負傷・事故が発生している。

今後、高齢化の進行により、冬期間の運転や除雪作業における安全啓発活動の重要性は高くなる。

○冬期間の交通事故発生件数

冬期間の交通事故発生件数（件）		1 月	2 月	3 月	12 月	計
令和 3 年	人身	0	0	0	1	1
	物損	9	6	8	4	27
令和 4 年	人身	0	1	0	0	1
	物損	7	7	8	3	25

[福島県喜多方警察署調べ]

○雪に関する事故等

平成 29 年度：家屋倒壊（死亡 1 名）

平成 30 年度：除雪作業時の負傷（重傷 1 名、軽傷 2 名）





2. 取組みに向けた課題

(1) 雪に関する情報提供システムの構築について

冬期間の気象情報、道路交通情報などは住民生活には欠かせない情報で、的確で迅速な情報提供が求められている。気象情報については、防災行政無線や戸別受信機、ケーブルテレビなどを通して提供されているが、そのほかの情報伝達手段として、Yahoo 防災情報、緊急速報メール、町公式 LINE などを用いた PUSH 配信や、事業者が提供する道路交通情報、停電情報などがあり、伝達手段は充実しつつある。

今後は、これらのコンテンツを町ホームページの防災・交通情報とリンクさせるなど、情報の収集・伝達・配信できる情報伝達体制の強化が急務となっており、町民の皆さんが必要な情報を入手しやすい環境を整備する必要がある。

(2) 除雪受託組合等について

近年は、集中的、局地的な降雪や通学時間帯直前の降雪により除雪作業が遅れることがあり、地域の降雪状況の違いで除雪作業の出動判断が難しくなっている。円滑な除雪作業の実施には、自治区をはじめ地区除雪組合との連携が不可欠となっている。

また、除雪車の運行にあたっては、一定の経験と技術が必要であり、育成に向けた研修や講習会の開催やオペレーターが休暇を必要とする際のバックアップ体制の充実が求められている。

(3) 要配慮世帯数と雪処理支援隊員数について

人口減少や高齢化の進行、家族関係の希薄化などにより、自身での除雪や近所同士の支え合い、親族の支援が更に難しくなる事が危惧されている。雪処理支援隊事業の体制整備を図り、雪処理支援隊員の拡充と安全性を確保しながら事業を実施する必要がある。

(4) 冬期間の安全対策について

本町においては、人口減少や高齢化の進行により冬期間の安全対策が重要視される。現在実施している安全啓発活動については、より効果的な啓発方法を検討していく必要がある。

○高齢者への交通安全啓発の方法見直し

- ・ 広報紙や「冬の暮らしガイド」の配布の充実、自治区への出前講座など対面による実施する必要がある。

○公共交通機関の利用促進

- ・ 特に冬期間において高齢者自らの運転を行う機会を減らすため、公共交通機関（町民バス、AI デマンドバス等）の利用方法の周知や利用環境の改善、安全な待合場所の確保を行う必要がある。

○除雪作業の安全講習会の実施

- ・ 安全な雪おろし作業や小型除雪機の操作説明など、講習会の内容や受講対象者を明確にして実施することが必要で、安全な除雪作業の啓発だけでなく、除雪の担い手の育成に繋げる必要がある。



[にしあいつ冬の暮らしガイド]

第3章 施策の展開

- | | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 雪に強いまちづくり | 基 |
| | 誰もが情報を受け取れる町 | 安 |
| 2 | 冬の快適な道づくり | 基 |
| | 除雪体制が維持・継続できる町 | 安 |
| 3 | 共助による雪処理の体制づくり | 基 |
| | 地域が一体となって支え合う町 | 安 |
| 4 | 安全な生活環境づくり | 基 |
| | 安全・安心に暮らせる町 | 安 |
| 5 | 豪雪時の体制づくり | 基 |
| 6 | 雪を活かしたまちづくり | 基 |



1-1 流雪溝、消融雪設備の整備 **基**

(1) 流雪溝の整備、維持管理

【現状と課題】

流雪溝については、自然水利を活用した除排雪システムとして、昭和 58 年に下野尻地区に整備して以来、4 地区、総延長 6.7 km を整備し、除雪作業の省力化、効率化につながっている。

維持管理については、地区住民により行っているが、施設の構造や水量の問題、除雪作業時におけるマナーの欠如などにより、雪詰まりが生じ、道路や住家への水上がりの現象が年に数回見られる。また、人口の減少、高齢化の進行により担い手不足などの課題がある。

【課題を解決するための実施計画】

○除雪組合等への指導及び運営支援

流雪溝の管理を実施している除雪組合や自治区に対して、指導や運営にかかる支援を実施する。

○雪処理に係る広報活動の推進

流雪溝への投雪方法や投雪時間の厳守、転落等の事故防止対策（スクリーンの設置徹底）など、除雪作業時のルールやマナーについて、ケーブルテレビや広報紙、回覧文書等での広報活動を行う。

○計画的な施設修繕

流雪溝の維持修繕について、修繕箇所の優先順位や年次計画に基づき、実施する。

○分水作業の効率化に向けての調査

流雪溝の分水作業について、現在より効率よく実施するため、分水作業の自動化などの調査を行う。

【参考例】

<流・融雪溝の利用方法についての注意喚起>



[出典：流・融雪溝ご利用の手引き（青森県県土整備部道路課）]

(2) 消融雪設備の整備、維持管理

【現状と課題】

本町の道路除雪に係る消融雪設備としては、消雪パイプを活用した設備を導入している。

消雪パイプについては、昭和43年に野沢地区に整備されて以来、7ヶ所整備され、電熱ヒーターを設置した箇所は、1ヶ所である。今後、空き家の増加や高齢化の進行により流雪溝への除雪作業も難しくなることが予想されることから、作業の省力化となる消融雪設備(消雪パイプ等)の更なる整備が必要である。消雪パイプの整備にあたっては水源の確保や整備に多額の経費がかかること等が課題となっている。

また、地中熱や小水力発電など、自然エネルギーを活用した消融雪設備の開発と汎用化が待たれる。

【課題を解決するための実施計画】

○消雪施設整備の促進

除雪が困難な道路などに消雪パイプ等を導入し、除雪作業の軽減を図る。

○自然エネルギーを活用した融雪システムの調査

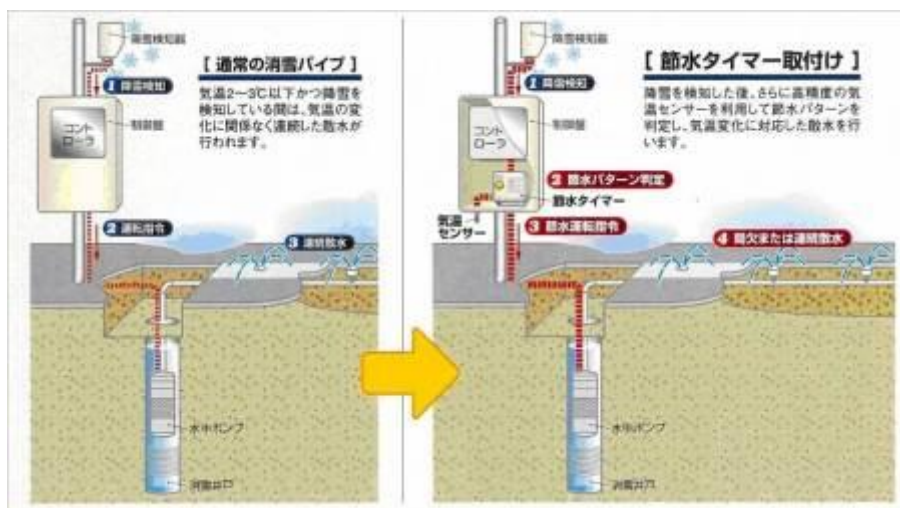
小水力発電や地中熱などの自然エネルギーを活用した融雪システムの導入について調査を行う。

○急こう配箇所への融雪設備の導入

通行に支障があり除雪作業も難しい急こう配箇所へ融雪設備の導入を検討する。

【参考例】

<消雪パイプの概要と課題に関する対策>



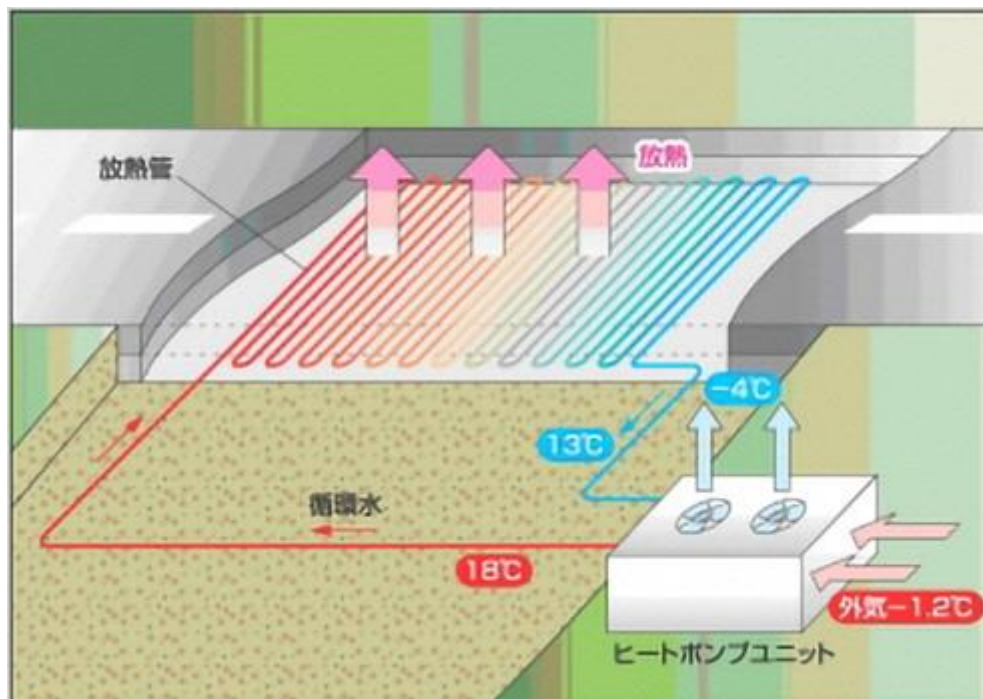
[出典：(株)興和 再生可能エネルギー利用 路面消融雪施設事例集]

地下水散水方式は、地下水を汲み上げ、路面に埋設した消雪ノズルから直接散水し消雪を行います。地下水温は10～18℃程度と高いので消雪能力が高いほか、1施設における消雪面積(延長)を大きくできることが特長で、連続的な整備に適しています。

また、地域によっては地下水の汲み過ぎが、大きな地下水位の低下を引き起こし井戸涸れや、軟弱層分布域では地盤沈下を発生させる場合があります。節水タイマーを設置することによって、地下水保全と省エネルギーに貢献し、地盤沈下や塩水化の進行も抑えることが可能です。

【参考例】

＜空気熱源ヒートポンプ方式融雪システム＞



[出典：(株)興和 再生可能エネルギー利用 路面消融雪施設事例集]

空気熱源ヒートポンプにより、空気から熱を得て循環水を加熱し、融雪及び凍結防止を行います。地下水など特別な融雪用熱源が無い地域でも、自然熱（空気熱）を利用した環境にやさしい融雪施設が可能です。

■町民の役割（自助）

- 除雪組合等の活動に積極的に参加する。
- 通勤通学時は流雪溝の蓋をしめるなど安全に気を付けて作業を行う。
- 除雪作業時のルール・マナーを守って流雪溝を使用する。

■地域の役割（共助）

- 運用や維持管理について、地域住民への周知徹底を図る。
- 定期的に流雪溝のパトロールを行う。
- 除雪組合の活動の充実を図り活性化に努める。

■行政の役割（公助）

- 流雪溝や消雪施設の修繕を計画的に行う。
- 流雪溝や消雪施設の新規整備には、多額の経費（工事費・維持管理費）が必要となるが、町の財政状況を考慮しつつ設備の整備を検討する。

(1) 雪に関する相談窓口の設置

【現状と課題】

雪対策は、その対象に応じ実施機関が異なっている。道路の除雪については建設水道課、高齢者等の支援やボランティアの受け入れなどは福祉介護課や社会福祉協議会、ボランティア活動サポートセンターなどがあり、どこに問い合わせれば良いかわからない事も多い。

町民が雪に関して問い合わせをする受け皿として、相談窓口等の設置が必要になっている。

【課題を解決するための実施計画】

○雪に関する相談窓口の設置

道路の除雪や宅地廻りの除排雪など、雪に関する相談窓口を設置する。

○「冬の暮らしガイド」の作成

町や社会福祉協議会等が実施している冬期間の福祉サービスや、除排雪ルール、安全な屋根の雪下ろし方法など、冬期間の暮らし方を掲載した小冊子を作成し、全戸へ配布する。

(2) 気象情報の提供

【現状と課題】

気象情報については、テレビやラジオ、ホームページ、ケーブルテレビなどを通して提供されている。特に、冬期間の気象情報は除雪車の出動や通勤、通学に欠かせない情報となっている。

本町では、民間気象会社から情報提供を受け、ケーブルテレビで放送するほか、警報発令時などは国や県と連携しながら、防災行政無線やケーブルテレビを通して情報提供を行なっている。

また、本町は急峻な地形で標高に大きな差があることから地域によって気象環境が大きく異なり、的確な気象情報により除雪車の出動などの迅速な対応を行う必要がある。

【課題を解決するための実施計画】

○大学や関係機関との連携による地域気象情報の提供

町民への気象情報の提供について、大学や国・県、民間気象会社などの関係機関と連携し、的確な気象情報を収集し防災行政無線やケーブルテレビ、インターネットを活用して情報提供を行う。

○自治区と連携した除雪モニター制度の導入

自治区などと連携し、簡易計測器を用いて降雪・積雪状況や路面状況等を把握して町へ報告する除雪モニターの導入を図る。

(3) 道路交通情報の提供

【現状と課題】

道路交通などライフラインの確保は、住民生活や地域経済には不可欠である。

しかし、近年は豪雪による交通の阻害やライフラインへの影響など、住民生活に支障をきたす事態が発生しており、的確な気象情報の共有や提供、除雪の初動対応の迅速化を図るため、関係機関との一層の連携、強化が求められている。

【課題を解決するための実施計画】

○雪による道路交通情報の提供

雪の影響による高速道路や国道の通行止め情報等を関係機関と連携しながら、防災行政無線やケーブルテレビ、インターネットを活用して、町民への情報提供を行う。

○雪による公共交通機関情報の提供

雪の影響によるJR磐越西線やデマンドバス等の運行情報について、JR東日本や会津バスと連携しながら、防災行政無線やケーブルテレビ、インターネットを活用して、町民への情報提供を行う。

(4) 雪害情報の提供

【現状と課題】

積雪や豪雪などにより、道路や鉄道、ライフラインなどに著しい影響が生じた場合や流雪溝の雪詰まり、雪崩などの雪害が発生した場合、速やかにその情報を町民へ伝達し、円滑な交通や快適な住民生活の確保を図る必要がある。

【課題を解決するための実施計画】

○関係機関との連携による雪害情報の共有と提供

雪崩などの雪害が発生した場合に、国、県などの関係機関をはじめ自治区などとの連携による雪害状況の把握と情報の共有を図り、防災行政無線やケーブルテレビ、インターネットを活用して、町民への情報提供を行う。

【数値目標】

項目名	単位	現状値	令和10年	令和15年	設定の理由
雪関連の情報発信媒体数	媒体	4	4	4	情報発信媒体を維持させ、情報伝達手段を確立する。 ※防災行政無線（戸別受信機）、ケーブルテレビ、町ホームページ、町公式LINEなどのSNS。

■町民の役割（自助）

- 雪害が発生または発見した際は、速やかに町及び関係機関に報告する。
- 行政情報に関心を持ち適切に理解し対応できるよう日頃から心がける。

■行政の役割（公助）

- 雪害等（雪崩）が発生した場合、速やかに町民に情報の提供を図る。
- 道路交通情報や列車運行情報など、日常生活に必要な情報を速やかに提供する。
- 電気通信会社（電力、電話）との連携を深め、雪害（停電、断線）等の情報を速やかに提供する。

(1) 克雪住宅の普及

【現状と課題】

人口減少、高齢者世帯が増加する中、屋根の雪下ろしや宅地廻りの除雪が難しくなっており、除雪作業の軽減、省力化が求められている。

これまで雪国では、屋根の雪下ろしをすることがあたりまえと考えられてきたが、最近では、住宅建設での新技術、新材料の進歩とともに、様々な克雪住宅が開発されている。

今後、建物の新築、増改築などの際には、除雪の負担が軽減できる克雪型住宅の事例などを紹介し、快適な雪国の暮らしの実現に努める必要がある。

【課題を解決するための実施計画】

○克雪型住宅や事故防止設備等の情報提供

自然落雪型住宅や高床式住宅など、雪に強い克雪型住宅の紹介や、安全带やアンカー等をはじめとした雪下ろし時の作業用具について情報提供を行うとともに、助成についても検討していく。

【参考例】

<克雪住宅の種類>

耐雪式	落雪式（高床落雪式）	融雪式
構造を強くして積雪に耐えられるようにしたもの 構造計算等により所定の積雪量に耐えうる強度の構造にした住宅	屋根雪を人力によらず落下させる屋根構造を有し、敷地内で雪処理できるもの 落雪により地上階の生活に支障をきたすため、基礎を高くする（高床式）ことが有効	熱エネルギー（電気、ガス、灯油等）の利用により、屋根雪を溶かすことのできる施設を有するもの 融雪範囲、方法、熱源等、いくつかの種類があります。
		

[出典:新潟県土木部 克雪住宅ガイドブック]

【参考例】

< 事故防止設備等の情報提供 >

横架材を単管パイプにする



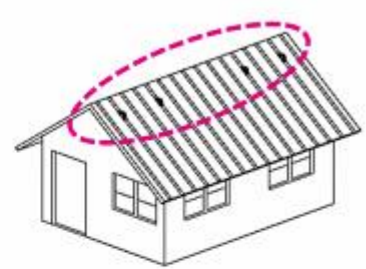
棟単管型アンカー

→ 横架材をワイヤーにする



腕金ワイヤー型アンカー

→ 横架材を常設しない



金具のみのアンカー

↓ 横架材の位置を高くする



屋根馬単管型アンカー

↘ 横架材の位置を高くする
横架材をワイヤーにする



腕金ワイヤー型アンカー

→ 異なったアプローチ



転落防止柵

[新潟県土木部都市局建築住宅課 アンカー事例]

命綱固定アンカーとは、命綱の一端を固定するために、住宅の屋根等に固定された金具、その他それに類する設備のことをいい、代表的なものとしては以上のようなものがあります。

(2) 生活環境施設等の雪対策

【現状と課題】

冬期間の住民生活等においては、著しい降積雪等により、社会生活の機能に様々な面において低下がみられる。また、保健衛生、医療、介護・福祉サービス、消防防災等の住民生活に密着した施設やサービスの提供等についても、克雪対策の充実を図るとともに、町民の日常生活に支障が出ないように対策を講じる必要がある。

【課題を解決するための実施計画】

○雪を考慮した医療、介護・福祉サービス供給体制及び生活環境施設等の整備

冬期間の医療体制の強化や介護・福祉サービスの円滑な実施に向けての体制の整備を図るとともに、豪雪地や凍結に強い水道施設の整備、消火栓の設置、立ち上がり吸水管付防火水槽の整備、耐雪型ゴミ集積場など雪を考慮した施設整備を推進する。

○地域と連携した生活環境施設の除排雪作業

地域の消防団や自治区と連携して、消防設備やゴミ集積場の除雪作業を実施する。

(3) 空き家の雪対策

【現状と課題】

近年、各自治区において空き家が増えており、除排雪が適切に行われず、倒壊により隣家等へ危害を及ぼすおそれのある空き家の除雪が問題となっている。

空き家は個人の財産であり、除雪を含め管理は、所有者自らが行うことが基本であるが、所有者が不明な場合や所有者が判明しても除雪の必要性を認識していないことなど、除雪が実施されないことが多い。

【課題を解決するための実施計画】

○空き家に係る除雪の管理の確保

アンケート調査等により空き家所有者を平時から把握し、その状態に応じて除却と利活用の両面から適切な対処を促す。また、倒壊の恐れのある空き家の除却等を支援する。

西会津町空き家等の適正管理に関する条例（抜粋）

第8条 町長は、空き家等が現に危険な状態にあり、又は危険な状態になるおそれがあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について助言し、又は指導することができる。

第9条 町長は、空き家等が現に危険な状態にあり、かつ、当該危険な状態が相当程度であると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第11条 町長は、第8条の助言若しくは指導、又は第9条の勧告に従って措置を講ずる者に対し、別に定めるところにより助成することができる。

西会津町空き家等の適正管理に関する条例施行規則（抜粋）

第7条 町長は、条例第11条の規定に基づき、西会津町補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第9号。以下「補助金等交付規則」という。）及びこの規則に定めるところにより、条例第8条の助言又は指導、若しくは第9条の勧告に従って措置を講ずるものに補助金を交付する。

2 前項の対象となる危険な状態にある空き家等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 本補助金の交付を受けたことがないこと。
- (2) 3年以内に建替えをしないこと。
- (3) 3年以内に土地の譲渡をしないこと。
- (4) 公共事業等による補償の対象となっていないこと。

3 第1項の補助金の額は、100万円を限度とし予算の範囲内で、次に掲げる措置に要する費用の5分の4以内の額とする。

- (1) 町内に事業所を有する解体業者が行う空き家等の解体、廃材等の運搬及び処理
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた措置

[令和5年4月1日現在]

■町民の役割（自助）

- 自宅等の新築、改修では克雪型住宅による整備を行う。
- 親族、縁者等による空き家の適切な管理を行う。

■地域の役割（共助）

- 地域で消防、防災施設の管理、除雪を実施する。
- 平時から空き家所有者と連絡をとれる関係を保つ。

■行政の役割（公助）

- 克雪型住宅の普及啓発及び雪下ろし時の作業用具の情報発信を行う。
- 雪を考慮した医療・介護・福祉サービスの提供に努める。
- 生活環境に係わる施設の整備については、雪を考慮した施設づくりに努める。
- 地域と連携した空き家対策を行う。
- 空き家バンクの有効活用を図る。
- 空き家の除却に向けた支援制度の周知を図る。

(1) 冬期共同住宅の整備

【現状と課題】

本町では、平成 13 年度に高齢者生活支援ハウスを整備し、高齢者が冬期間、住みなれた土地で、冬の生活や除雪に対する不安を解消し、安全安心な暮らしを確保するため、共同で生活する場を提供している。今後も冬期共同住宅への入居希望者の増加が見込まれることから、遊休施設や空き家を活用した共同住宅の整備が必要である。

【課題を解決するための実施計画】

○遊休施設や空き家を活用した施設整備

遊休施設や地域の空き家を活用した共同住宅の整備を図る。

○共同住宅利用者への支援

高齢者生活支援ハウスや共同住宅の利用者に対し、冬期間、安全、安心に生活が送れるよう支援を行う。



[高齢者生活支援ハウス：尾野本地区]

■町民の役割（自助）

○空き家を共同住宅として提供する。

■地域の役割（共助）

○共同住宅入所者の留守宅の見守りを地域で行う。

■行政の役割（公助）

- 共同住宅への入居者に対する適切な支援を行う。
- 遊休施設、空き家の有効活用を図る。

(1) 自然エネルギーの活用

【現状と課題】

町内に整備されている消雪パイプや流雪溝などの消融雪設備は、川や井戸の水、一部融雪パネルなどは電気を使用しているが、水量の問題や施設の老朽化、経費のコスト増など課題もある。また、室内の暖房は薪ストーブ等の導入も見られるが、まだまだ普及していない状況にあることから、自然エネルギーの導入による雪対策を調査検討していく必要がある。

【課題を解決するための実施計画】

○自然エネルギーを活用した融雪装置の調査研究及び導入

雪氷熱エネルギーや木質資源、太陽光など自然エネルギーを活用した道路や屋根、宅地廻りの消融雪設備、室内の冷暖房などの調査研究を進め、地域の実情に応じて導入を図っていく。

○自然エネルギーの公共施設等への導入・管理

公共施設等へ自然エネルギーを活用した消融雪設備や冷暖房施設の導入を推進し、既存設備の老朽化に伴う改修について必要に応じた検討をしていく。

【参考例】

<自然エネルギーを活用した融雪設備等>



[出典：(株)興和 再生可能エネルギー利用 路面消融雪施設事例集]

■町民の役割（自助）

- 自然エネルギーの効果（光熱費削減、自然環境への配慮等）や必要性を理解する。
- 国や県、町の補助事業を活用した家庭での自然エネルギーの導入を検討する。

■行政の役割（公助）

- 企業や専門機関と連携した調査研究を進める。
- 公共施設における自然エネルギーの活用を図る。
- 広報紙やケーブルテレビで自然エネルギーを活用した設備導入について普及啓発を図る。
- 自然エネルギーの導入を促進するため、補助制度（国・県を含め）について広報紙やケーブルテレビ、町公式LINE等のデジタル技術を活用し、周知を図る。

<西会津町再生可能エネルギー設備等設置事業補助金交付要綱より抜粋>

交付対象設備	区分	設置の基準	補助金額
太陽光発電	一般住宅 事業所農 業用施設	住宅（事業所）の屋根等に設置し、太陽光を利用し発電するシステムで、電力会社と系統連系にともなう電力需給に関する契約を締結するもの。	30,000円/kw 上限=12万円
太陽熱利用	一般住宅	次の①又は②のいずれかに該当する設備 ①住宅の屋根等に設置し、太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する太陽熱温水器 ②住宅の屋根等に設置し、不凍液等を強制循環する太陽集熱器と蓄熱層から構成され、給湯や冷暖房に使用するソーラーシステム	工事費の10% 上限=5万円
風力発電小水力発電	一般住宅 事業所農 業用施設	風力又は水力で発電を行なう設備で発電した電力を何らかの形で利用しているもの。	工事費の10% 上限=10万円
バイオマス燃料ストーブ	一般住宅 事業所農 業用施設	木質ペレット・薪を燃料として暖房用又は農業用施設の加温用として設置するもの。（1台5万円を超えるもの）	工事費の1/3 上限=10万円
雪氷熱利用	一般住宅 事業所農 業用施設	雪を利用した冷房等システムを設置するもの。	工事費の10% 上限=10万円
蓄電池設備	一般住宅	次の要件をすべて満たす設備 ①国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。 ②太陽光発電設備を設置しており、当該設備は固定価格買取制度に基づく売電を行っていないこと。ただし、固定価格買取制度に基づく売電を行っていても、買取期間満了の前6か月以内かつ電力会社からの余剰電力買取期間満了に関する通知書が送付されているものは対象とする。 ③蓄電池設備から供給される電力が、住居において消費されるものであること。	20,000円/kw 上限=10万円
電気自動車充電設備（V2H）	一般住宅	次の要件をすべて満たす設備 ①国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。 ②太陽光発電設備を設置しており、当該設備は固定価格買取制度に基づく売電を行っていないこと。ただし、固定価格買取制度に基づく売電を行っていても、買取期間満了の前6か月以内かつ電力会社からの余剰電力買取期間満了に関する通知書が送付されているものは対象とする。 ③電気自動車充電設備を介して、電気自動車等から供給される電力が住居において消費されるものであること。	1設備あたり 5万円（定額）

※国や県の補助事業と併用することも可能。

[令和5年4月1日現在]



2-1 道路交通の確保

基 安

(1) 除雪体制の強化

【現状と課題】

本町における除雪体制については、毎年策定する除雪計画に基づいて町除雪組合への委託、3箇所を除雪ステーション（除雪作業員詰所）を核として、道路、歩道除雪を中心に早朝の通勤、通学に支障がないよう除雪作業を行っている。しかし近年は、集中的・局地的な降雪や、通勤・通学時間直前の降雪により、除雪作業が遅れることもある。地域による降雪状況の違いで、除雪車の出動の判断が難しくなっている。

また、排雪場所が確保されておらず、除雪作業が十分に行うことができない道路もあり、排雪場所の確保が課題となっている。

【課題を解決するための実施計画】

○初動体制の強化

地域ごとに異なる降雪・積雪情報を的確に予測・把握し、除雪の初動体制の強化を図る。

○除雪モニターの配置による的確な気象情報の把握

町内各地区に除雪モニターを配置し、それぞれの地区の降雪・積雪の状況を把握し、除雪車の出動体制の強化を図る。

○GPS装置を活用した除雪車位置情報の利用

GPS機能を使用して把握できる除雪車の位置情報について、円滑な除雪体制に活用できるか調査検討を行う。

○排雪場所の確保

排雪場所が確保されておらず、除雪作業が難しい箇所について調査・検討し、所有者等に協力を求めるなど、排雪場所の確保を図る。

(2) 除雪機械の整備

【現状と課題】

除雪機械については、町が国の支援を受けながら導入している。

また、除雪車が入れない狭隘^{きょうあい}な町道の除雪については、自治区の除雪組合へ小型除雪機を貸与して除排雪作業を行っている。

【課題を解決するための実施計画】

○自治区への小型除雪機の導入

除雪車が入れない狭隘な町道の除雪を行うため、要望に応じて自治区への小型除雪機の導入を推進する。

○除雪機械の計画的な更新

除雪機械は、計画的に国の補助事業などを活用しながら更新する。

(3) 関係機関との連携強化

【現状と課題】

除雪作業については、国・県はもとより地域の除雪組合と連携しながら進めている。

毎年、降雪前に除雪計画説明会を開催し、自治区長に対して除雪路線の説明を行っている。円滑な除雪作業の実施には、自治区長をはじめ地区除雪組合との連携が不可欠となっている。

また、国土交通省郡山国道事務所では、一般国道 49 号の藤峠において、冬期間の通行障害による道路寸断に対する代替性の確保など、安全で円滑な交通の確保を目的とした会津防災事業が実施されており早期の完成が期待されている。国道 400 号及び国道 459 号とも幅員の狭い区間や急こう配区間が多く存在し、冬期間の通行の阻害となっており、両国道の改築事業の推進が期待されている。

【課題を解決するための実施計画】

○関係団体による連携会議の開催

除雪計画説明会のほか、国、県をはじめ、除雪オペレーター（除雪作業員）、除雪受託組合、地域の除雪組合など関係団体による連携会議を開催し、円滑な除排雪作業の推進を図る。

○国道改築事業等の整備促進

一般国道 49 号の会津防災事業や国道 400 号及び国道 459 号について、関係機関と連携して整備を促進する。

<一般国道 49 号会津防災事業>



[出典：国土交通省郡山国道事務所資料]

(4) 除雪オペレーターの育成確保

【現状と課題】

町直営の除雪オペレーターは、令和4年度に24人を雇用しており、平均年齢は、49.3歳であり、除雪受託組合では、60人（常時及び交代）で平均年齢は52.7歳である。高齢化、後継者不足が進行しており、人員の確保が難しくなっている。

また、除雪車の運行にあたっては、一定の経験と技術が必要であり、育成に向けた研修や講習会の開催や、オペレーターが休暇を必要とする際のバックアップ体制の充実が求められている。

【課題を解決するための実施計画】

○除雪オペレーターの免許取得のための補助制度の導入

除雪オペレーターの担い手不足解消のため、作業免許の取得にかかる費用の一部助成を検討する。

○除雪マイスター制度の導入

除雪マイスター（除雪名人）制度を創設し、優良オペレーターが操作方法を指導又は若手からの相談に対応できる仕組みを構築する。

○除雪オペレーターの通年雇用制度の推進

除雪オペレーターは冬期間のみの雇用者もおり、夏場の作業を含めた通年型雇用制度により、除雪オペレーターの確保を図ることも検討する。

○除雪作業の研修会や講習会の開催

経験が浅い除雪オペレーターを対象とした操作研修会を開催して技術の底上げを図る。

【数値目標】

項目名	単位	現状値	令和10年	令和15年	設定の理由
除雪オペレーターの確保	人	84	84	84	直営・委託（常時・交代 含み）の除雪オペレーターについて、高齢化が進み減少していくことが見込まれる中で、現状の除雪体制を5年後、10年後も維持していくため。
		※平均年齢50歳を目標とする			

■町民の役割（自助）

- 除雪に係る作業基準や除雪車の出動基準、排雪場所の必要性を十分理解し、除雪作業に協力する。
- 除雪作業に影響する路上駐車や道路への投雪はやめる。

■地域の役割（共助）

- 地区除雪組合を組織し、除雪車が入らない狭隘^{きょうあい}な道路の除排雪作業に協力する。

■行政の役割（公助）

- 降雪、積雪状況に対応した除雪の作業基準や除雪車出動基準を作成し、町民への周知を図る。
- 除雪オペレーターや除雪受託組合とともに排雪場所の確保や除雪作業の工夫・強化に努める。
- 除雪オペレーターなどの担い手の育成を図るため、補助制度等を検討する。
- 道路改良による安全な交通を確保する。
- 関係機関との連携により、国道・県道の整備促進を図る。

(1) 歩道除雪の推進

【現状と課題】

本町では、国道、県道、町道それぞれ歩道が設置されており、歩道除雪は、歩道が設置されている区間を対象に車道と同じ基準で実施している。歩行者の多い道路や、交通量が多く通行車両と歩行者の通行区分が必要な幹線道路、通学児童生徒が多く利用する通学路に対し、国・県と連携しながら歩道除雪を実施することで、歩行者の安全で快適な歩行空間の確保を推進していく必要がある。

また、積雪量が多くなると車道から歩道を通行する人が見えにくくなることから、定期的に車道と歩道間の除雪作業を行う必要がある。

【課題を解決するための実施計画】

○除雪出動基準による除雪作業

歩行者や児童生徒の通学に配慮した除雪作業を実施するため、除雪出動基準に基づいた作業をする。

○歩行者に対する交通安全対策の実施

冬期間の歩行者の安全で快適な歩道を確保するためにも、国・県などと連携しながら歩道除雪を実施していく。



[道路除雪：野沢地区]

(2) 通学路の確保

【現状と課題】

冬期間の歩道は、降雪や車道除雪の雪が堆積し、歩道機能が損なわれがちである。本町では、児童生徒の冬期間の安全な通学を確保するために、通学路の除排雪を行っている。また、吹き溜まりによる交通障害を防ぐために防雪柵を設置し、安全対策を図る必要がある。

【課題を解決するための実施計画】

○通学時間に合わせた除雪作業

児童生徒の安全を確保するため、通学時間に合わせた歩道除雪を実施する。

○防雪柵等の安全施設の設置

道路の吹き溜まりの解消や視界不良を改善するため、防護柵等の安全施設を設置する。



[防雪柵：尾野本地区]

■町民の役割（自助）

- 宅地から歩道への投雪や歩道への路上駐車はやめる。
- 歩道の除雪作業に協力する。

■地域の役割（共助）

- 地域の見守り活動による児童の安全な登下校を支援する。

■行政の役割（公助）

- 降雪、積雪状況に対応した歩道除雪基準を作成する。
- 降雪前に歩道の点検、清掃を行う。

3 共助による雪処理の体制づくり **基** 地域が一体となって支え合う町 **安**



3-1 地域における雪処理の体制づくり

基

(1) 地域除雪組合の設置

【現状と課題】

本町では、野沢克雪活動実行委員会、西原、芝草、縄沢、下野尻、白坂、徳沢、柴崎、真ヶ沢、向原、塩、出戸の 12 組合が地域の除雪組合として組織されており、町からの小型除雪機の貸与を受け狭隘な町道の除雪作業などを実施している。野沢克雪活動実行委員会では、流雪溝の分水作業など維持管理にあっている。

しかし、年々高齢化が進行していく中で若い担い手が少なくなり除雪組合の運営も容易でなくなっている。

【課題を解決するための実施計画】

○既存除雪組合の運営内容の検討

現在の除雪組合は、町道の除雪作業を目的として組織されている。町除雪機械貸与事業を見直すことや組合には補助する等、除雪組合がどのような運営を目指しているのか、また、どのような支援を求めているのか情報収集を行い、地域の実情にあわせた組合の運営となるよう検討する必要がある。

○未組織の自治区に対する除雪組合の設置と支援

除雪組合が組織されていない自治区について、地域内の除排雪を共同で実施する除雪組合の設置を推進する。

除雪組合の取り組みをケーブルテレビで放送するなど、除雪組合の必要性や理解について周知を図りながら、設置に向けて関係機関が体制づくりの指導や助言について支援する。



[一斉除雪作業：野沢地区]

(2) 小型除雪機械の配置

【現状と課題】

本町では、除雪組合が組織されている地域に小型除雪機械（町所有及び国土交通省貸与）を配置（貸与）しており、自治区のオペレーターによって地域内の狭隘^{きょうがい}な道路や集会所・高齢者宅の玄関先等の除雪作業を行えることとしている。

従来、道路除雪のみだった除雪範囲を見直し、集会所や高齢者宅等の除雪も可能とした。全体的には、除雪機械の老朽化が進んでいるものの、令和4年度には国土交通省から13台とまとまった台数が貸与されたことから、より多くの自治区への配置が可能となった。

【課題を解決するための実施計画】

○小型除雪機の貸与や運用方針についての見直し

除雪機の更新は年次計画で進めるとともに、除雪組合として共同で使用する際には個人が所有する小型除雪機の借上げを制度化することも検討する。その際には燃料費や修繕費等の維持管理経費の支援や、運用方法など見直しを図る。

○安全対策に関する講習会の開催

地域住民の小型除雪機械を操作するオペレーターの技術や担い手の確保のため講習会を開催する。女性や移住者など新たな担い手の育成を図るため、各種団体を対象に除雪機械の操作講習会を年に1回降雪時（12月または1月）に開催する。

< 西会津町除雪機械貸与実施要綱より抜粋 >

(趣旨)

町は、大型除雪機械で除雪が困難な町道について、その交通を確保することにより、日常生活の便宜を図り、住民福祉の増進に資するため、除雪機械貸与事業を実施する。

(機械の種類及び貸与対象者)

貸与する除雪機械は、別表に掲げる除雪機械とし、その対象者は地域ぐるみで自主的に除排雪を行う克雪活動実行委員会又は除雪組合とする。

(貸与費用)

除雪機械の貸与は、無償とする。

(貸与期間)

除雪機械の貸与期間は、毎年12月1日から翌年3月31日までとする。

(事業主体) 西会津町

[令和5年4月1日現在]

（3）一斉除雪の推進

【現状と課題】

住宅が連坦している野沢地区では、屋根から下ろした雪の除雪が難しく、町と協力しながら自治区で一斉に雪下ろし作業を実施している。

一斉除雪を行わない地域では、一人作業による事故の危険性や下ろした雪の除雪に課題がある。

【課題を解決するための実施計画】

○自治区全体による一斉除排雪作業

住宅が連坦している自治区については、一斉除排雪作業を実施し、屋根の雪下ろしや除雪作業を地区全体で取り組む体制づくりを推進する。

自治区長や、克雪活動実行委員会等の関係機関を対象とした除雪事業説明会において、一斉除雪の周知を引き続き行うとともに、広報紙やケーブルテレビを通じて一斉除雪の啓発を行う。

■町民の役割（自助）

○除雪組合の重要性を理解し、除雪活動に積極的に参加する。

■地域の役割（共助）

- 自治区全体で、除雪組合の設置に取り組んでいく。
- 一斉除雪作業など、自治区全体で取り組んでいく。
- 周辺自治区とも連携しながら除雪作業を進めて行く。

■行政の役割（公助）

- 除雪組合の設置に向けた支援を行う。
- 個人からの借上げも含め、必要な小型除雪機を配置できるようにする。
- 安全対策に関する講習会や指導を行う。



[雪下ろし作業：野沢地区]

(1) 除雪弱者、要配慮者^注への支援体制の充実

【現状と課題】

高齢化や人口減少、生活スタイルの変化などにより除雪弱者の増加や、除雪の担い手不足など、地域における雪の課題が増えている中、全てを行政で対応することは困難である。

そのため、町民・自治区・行政が、除雪に関する互いの認識を共有し、それぞれの役割分担を明確にしながら、町民参加の拡充を図る必要がある。

本町では、社会福祉協議会で実施している見守り協力員による「声掛け」の際に、「道路までの道踏み」などを実施している。そのほか、要配慮世帯等に対し雪処理の支援を行う雪処理支援隊が平成27年度に組織された。

しかし、支援を必要とする世帯が年々増加しているため、自治区をはじめとした関係機関で連携しながら除雪弱者や要配慮者への支援を進めていく必要がある。

【課題を解決するための実施計画】

○地域における話し合いの場の開催

除雪弱者や移住者への支援について共助の体制を構築して実施できるよう、自治区全体で話し合う機会や除雪マニュアル等の作成をするなど、見守り協力員や雪処理支援隊と連携しながら、支援方法を検討する。

○雪処理支援隊の拡充

令和5年度より雪処理支援隊事業を農業公社へ業務委託し、マニュアル等を活用して引き続き支援が継続できるよう農業公社と連携を図り、雪処理支援隊の増員や作業範囲の拡大など、支援の充実を図る。

○地域の支え合い活動による雪処理支援

高齢者等の日常生活において見守りや支え合い、助け合いを地域の方々で行う「地域支え合い活動」の中で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と連携しながら高齢者や除雪弱者に対する雪処理支援を行う。



[雪処理支援隊による除雪作業]

※要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」という。平成25年6月の災害対策基本法の改正から「要援護者」に代わって使われるようになった。

雪処理支援隊について（概要）

（目的）

高齢化率が 48%を超え、高齢者世帯やひとり暮らし世帯が増加している本町では、見守りや支援の必要な世帯も増えている。特に冬期間の除雪作業は、高齢者世帯や高齢者ひとり暮らし世帯にとっては切実な課題であり、地域においては限界集落と言われる高齢化率 50%を超えた集落も多く見られ、今までのように地域全体で見守り支援を行うことも困難になっている。

そのため、家族や集落からの支援が困難な高齢者世帯、ひとり暮らし世帯等に対して雪処理支援隊を派遣することで、冬期間の安心な生活を支援する。

（対象者）

次のすべてに該当する世帯

- ① 高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯
- ② 自力での除排雪が困難
- ③ 子どもや兄弟等からの支援を受けられない世帯
- ④ 町民税非課税世帯（年金収入 148 万円を超える場合は除く）

（支援の内容）

- ・ 玄関から除雪道路までの除雪・雪踏み
- ・ 道路除雪後の雪の処理
- ・ 豪雪時の軒先の雪処理、避難路の確保

（実施主体） 西会津町

[令和 5 年 4 月 1 日現在]

見守り協力員について（要綱を抜粋）

（目的）

近隣住民の助け合いの意識に基づき、年間を通しての見守り活動を行うとともに、降雪時には玄関先の日常的な出入りのための道付け・声かけを行うことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して生活が続けられる環境づくりを推進することを目的とする。

（活動内容）

年間を通して見守り活動を行う。また、降雪時には見守り協力員が活動できる範囲において玄関先の日常的な出入りのための道付けと声かけを行う。

（見守り協力員）

民生委員及び福祉協力員が協力要請を行い、その趣旨を理解し賛同していただいたうえで活動可能な方。

（対象世帯）

独居高齢者世帯、障がい者世帯、身体的な理由により除雪が困難な世帯等で見守りを必要とする世帯

（実施主体） 西会津町社会福祉協議会

[令和 5 年 4 月 1 日現在]

【数値目標】

項目名	単位	現状値	令和 10 年	令和 15 年	設定の理由
地域における話し合いの場の開催回数	回	1	5	10	自治区全体で雪に関する話し合う機会をすることで、自立的で安全な共助体制の構築を図る。
雪処理支援隊の人数	人	9	15	25	雪処理支援隊の拡充を図るためのマンパワーを確保するため。

■町民の役割（自助）

○地域の除雪活動に協力する。

■地域の役割（共助）

○地域で支援に向けた話し合いを実施し、地域ごとに除雪マニュアルを作成する。

○見守り協力員が地域での高齢者等の見守り活動を推進する。

○除雪組合を組織し、共同での除排雪作業を実施する。

■行政の役割（公助）

○高齢者等の地域見守り活動を推進する。

○雪処理支援隊の効果的な活用に努める。

○地域での話し合いを進めるため、講師の派遣などの支援を行う。



[平成 30 年 屋敷地区：地域における話し合いの場を開催]

(1) 地域除雪活動の推進

【現状と課題】

少子高齢社会が進行し人口が減少していく中、自力で除雪作業ができない高齢者などの除雪弱者は増え、地域の除雪作業の担い手も減ってきており、自治区や地区除雪組合、あるいは町民一人ひとりが、地域の除雪弱者に対して除雪作業を支援する状況が増えつつある。

地域の除雪作業の担い手不足を解消するためには、行政の支援などにより、地域住民が互いに助け合うシステムを推進する必要がある。

【課題を解決するための実施計画】

○地域除雪活動の組織化

地域における共助の体制づくりのため、除雪組合設置の必要性を周知し、自治区における組織化を推進する。

○地域除雪活動への支援

自治区における必要な支援について調査し、ニーズに応じた地域除雪活動の指導・助言を行う。

先進事例：高齢世帯を対象とした除雪隊の体制づくりと仕組みづくり

地域規模	人口 約 12,000 人 世帯数 4,400 世帯 高齢化率 44%
活動のポイント	地域内の共助の機運を高めていくため、共助による除雪実行委員会を結成し、地域内の困りごとを解決する体制づくりを進める。 実行委員会の取り組みを克雪や豪雨災害などから住民を守る活動へつなげる。
運営体制	

[国土交通省 安全安心な克雪体制づくり取組事例集]

(2) 民間業者による除雪・雪下ろしの対応強化

【現状と課題】

宅地廻りの除雪や屋根の雪下ろしは個人が行う（自助）の多い一方、高齢者宅は作業を民間業者や個人事業主へ委託することが多い。特に屋根の雪下ろしは危険が伴い自ら行うことは困難である。

除雪作業は、建設業者等の冬期間の仕事確保の意味もあり、除雪を依頼したい高齢者と仕事として受けたい民間業者との連携を効率よく行う必要がある。また、除雪を依頼するのが「面倒」「難しい」と感じている高齢者等は多い。

【課題を解決するための実施計画】

○除雪事業者の紹介

除雪作業を依頼したい町民の多くが依頼先を知らないことが多いため、雪に関する相談窓口を通じて、町内の除雪企業や個人事業主の紹介を行う。

建設業者だけでなく、個人事業主の確保を進め、より身近で気軽に除雪が依頼できるよう事業者の登録を進めていく。

○低所得者に対する支援制度

除雪作業を委託したい低所得者に対して、委託にかかる費用の一部助成について継続して実施していく。

除排雪費用助成事業について（概要）

（趣旨）

自力で除雪するのが困難な世帯を対象に、除雪作業を町に登録した業者等に依頼して支払った金額の一部について助成を行う。

（対象世帯）

- ① 75歳以上の高齢者のみ世帯
- ② 障がい者世帯
- ③ 母子世帯
- ④ 高齢者（75歳以上）と障がい者、母子で構成される世帯

（助成の内容）

助成額は、10,000円で、除雪費用の支払いに使用できる「給付券」を交付します。

（その他）

この事業は、豪雪対策本部設置の有無にかかわらず、西会津町除排雪費用助成事業実施要綱に基づき実施している。

（事業主体）西会津町

[令和5年4月1日現在]

(3) 除雪ボランティアの活用

【現状と課題】

近年、ボランティア活動による社会参加が広がっており、本町においても豪雪対策本部設置に伴い、社会福祉協議会とボランティア活動サポートセンターにおいて、ボランティアを募集し、除雪困難な高齢者宅等の除雪を実施している。

また、大学や企業を除雪ボランティアとして自主的に受け入れている自治区もあり、貴重な雪処理の担い手としてボランティアを活用している。

今後も降雪状況に合わせ、関係機関が連携しながら雪処理の担い手としてボランティアを活用していく必要がある。

【課題を解決するための実施計画】

○関係団体との連携及びボランティアの活用

降雪状況に合わせた除雪ボランティアとなるため、急なニーズにも対応できるようボランティア活動サポートセンターと連携を図るとともに、除雪ボランティア活動の安全確保と活動環境の整備に努める。

○大学や企業等によるボランティアの活用

除雪作業の担い手として、大学や企業等によるボランティアの受入体制及び高齢化率の高い地区への活動を強化していく。

先進事例：地区単位で地元ボランティアによる要配慮世帯の除雪支援を強化

地域規模	人口 3,900人 世帯数 1,500世帯 高齢化率 36%
活動のポイント	社会福祉協議会が主体となり、地区単位で、ボランティアによる要配慮世帯の除雪支援の仕組みを構築。登録ボランティアが降雪の状況によって見回りを行い、必要に応じて除雪作業を行う。講演会や除雪講習会等を通して、消防団、神輿会のメンバー、高校生など、地元の担い手発掘に努め、ボランティア登録の増加を図る。
運営体制	<p>除雪講習会の実施、取組みへの助言</p> <p>他 社会福祉協議会</p> <p>地域の社会福祉協議会</p> <p>除雪支援が必要な住民の把握 ボランティアの募集と調整 資機材等の調達 ボランティア活動保険の加入手続き 各種講習会等の開催と情報提供 除雪対策会議の開催</p> <p>登録ボランティア</p> <p>・住民からの依頼により自宅敷地内及び主要道路までの除雪 ・10cm以上の積雪で、要配慮者を対象に見回りを実施。必要に応じて除雪作業を行う。</p> <p>相互協力</p> <p>地方自治体</p> <p>住民全体の活動を展開するうえで、交通・福祉・防災・教育など各担当と連絡調整を行う。</p> <p>情報共有</p> <p>情報収集</p> <p>除雪作業の実施</p> <p>要配慮者</p> <p>降雪時の必要に応じて、ボランティアの派遣を依頼</p>

【国土交通省 安全安心な克雪体制づくり取組事例集】

■町民の役割（自助）

- 地域の除雪活動に積極的に参加する。
- 除雪ボランティアに積極的に参加する。
- 除雪ボランティアの受入に協力する。

■地域の役割（共助）

- 地域における除雪活動を積極的に推進する。
- 地域として、除雪ボランティアの受入に協力する。

■行政の役割（公助）

- 除雪弱者の除雪作業に係る支援を行う。
- ボランティア活動サポートセンターと連携し、除雪ボランティアの活用を推進する。

**4-1 雪害防止対策****基****(1) 雪害防止施設の整備と危険箇所の周知****【現状と課題】**

本町では、雪崩等の災害から人命を保護するため、県と協力し緊急性の高い箇所から計画的・重点的に雪害防止対策を実施してきた。しかし、急峻な山岳地域であることや近年の森林の荒廃に伴い、雪崩や倒木による交通障害、停電、通信障害も発生していることから、雪害防止箇所の改善や危険箇所の調査及び防災ハザードマップの見直しのほか、看板等の設置により、危険箇所の周知を図るなど安全対策を推進していく必要がある。

【課題を解決するための実施計画】**○危険箇所への雪崩防止柵等の設置**

引き続き国や県と連携し、危険箇所への雪崩防止柵等の設置を推進する。

○雪崩危険箇所の表示

防災ハザードマップ^注や看板による雪崩危険箇所を表示し、住民への周知を図る。

○倒木危険箇所の対策

倒木の危険性がある箇所については、伐採や除却など所有者や電気通信事業者の協力を得て実施する。所有者が不明または連絡が取れない場合は、関係区長と連携して伐採等を実施する。

■町民の役割（自助）

- 防災ハザードマップにより危険箇所を予め確認する。
- 倒木の危険がある箇所の伐採、除却を行う。

■地域の役割（共助）

- 降雪前に地域全体で雪対策について話し合う。

■行政の役割（公助）

- 雪崩危険箇所の調査、点検を行い適切な対応策を講じる。
- 雪害危険箇所について、住民への周知、情報提供を行う。
- 雪害危険箇所の森林所有者に倒木等の伐採、除却を依頼する。
- 防災ハザードマップに雪崩危険箇所を記載する。

※防災ハザードマップ：自然災害による被害を想定し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の範囲、被害程度、避難場所などの情報が地図上に示される。

(1) 交通安全対策活動の実施

【現状と課題】

本町では、冬期間交通事故が多発している。特に雪の降り始めや道路の凍結時において、スリップなどによる車輛事故が発生しており、また、日没が早いことから夕暮れ時の交通事故なども起きやすい状況である。こうしたことから、冬期間の交通安全、雪道での運転操作、スタッドレスタイヤへの早期の取り換えなどについて、広く啓発を行う必要がある。

【課題を解決するための実施計画】

○冬期間の交通安全対策活動の実施

警察をはじめ、交通安全関係団体や国・県と連携しながら交通安全対策活動を実施し、冬期間の交通事故等の防止に努める。

○雪道の安全運転等の広報活動

関係機関との連携により、雪道の安全運転や早期のタイヤ交換の実施などについてケーブルテレビや広報紙などで幅広く広報活動を実施する。

(2) 除雪作業の安全啓発

【現状と課題】

本町では、屋根の雪下ろしや除雪機械による除雪作業時や、流雪溝への投雪時の負傷・事故等が度々発生しており、除雪作業の安全対策が必要である。

また、自宅前の雪を道路へ投雪するなど、除雪作業時のマナーを守らないため通行に支障をきたしている。このようなことから、除雪作業時のマナーについて広く啓発していく必要がある。

【課題を解決するための実施計画】

○安全に除雪作業を実施するための広報活動

道路の除雪作業は大型除雪車等を使用することから、安全に除雪作業を行えるよう、町民に対し除雪車には近づかないようケーブルテレビや広報紙により、引き続き啓発活動を実施する。

○安全な除雪作業の広報活動

屋根の雪下ろしや除雪作業における安全対策について、防災行政無線やケーブルテレビ、広報紙、「にしあいつ冬の暮らしガイド」の全戸配布により周知を図る。

また、ホームページや SNS などデジタル技術を活用した啓発活動を実施する。

【数値目標】

項目名	単位	現状値	令和10年	令和15年	設定の理由
冬期間における事故件数	件	32	15	10	地域における除雪時や車での事故を防止し、安全な地域を実現するため。
除雪作業安全講習会の開催件数 (事業者、高齢者、女性等)	件	1	3	5	除雪作業時の事故防止と担い手の育成のため。全地区のニーズに合った講習会開催を目指す。

■町民の役割（自助）

- 早期にスタッドレスタイヤに交換するとともに、雪道での安全運転に心掛ける。
- 気象情報を確認し、豪雪時は不要不急な外出はしない。
- 交通ルールを守り、交通事故にあわない、起こさないようにする。
- 道路には雪を出さない、駐車をしない。
- 除雪車には近づかない。
- 雪下ろしや除雪機の操作は安全に十分注意する。

■地域の役割（共助）

- 地域での交通安全対策活動を推進する。
- 屋根の雪下ろしなどは、できるだけ自治区など集団で行う。
- 自治区内の危険箇所は、自らが事前に把握しておく。
- 道路への投雪、駐車をしないよう呼びかける。

■行政の役割（公助）

- 防災行政無線やケーブルテレビなどを活用して、交通安全対策や除雪作業の安全啓発を行う。
- 除雪作業の安全講習会を開催する。
- 一斉除雪を実施する。

5 豪雪時の体制づくり



5-1 豪雪対策本部の設置と応急対策

基

(1) 防災計画に基づく豪雪対策本部の設置

【現状と課題】

本町では、豪雪により住民生活に著しい支障があると認められるとき、またはその恐れがある場合は、豪雪対策本部を設置している。設置基準は、町防災計画の定めにより、積雪量が概ね 150cm に達した時としている。10 年の間に平成 23、24、26、29、令和 2 年度に設置されている。

【課題を解決するための実施計画】

○町防災計画による豪雪対策本部の設置

積雪量が概ね 150cm に達した時、又は緊急に対策が必要になった時は、町防災計画に基づき速やかに豪雪対策本部を設置して、町民の安全確保に努める。

(2) 防災計画に基づく応急措置の実施

【現状と課題】

豪雪対策本部が設置されると、役場関係各課の緊密な連携だけでなく、国、県、関係機関、関係団体の協力を得ながら、道路交通の確保対策等、町民の生活に支障をきたさないよう、迅速な状況把握と災害予防への対応、応急対策等に万全を期すこととしている。

【課題を解決するための実施計画】

○町防災計画に基づく応急措置

豪雪対策本部の設置により、役場関係各課は防災計画に基づき、それぞれ定められている応急措置を関係機関と緊密に連携しながら実施する。

○災害時相互応援協定の推進

関係機関や事業所との連携協定を推進し、災害時の応急対策を迅速にするとともに、平時から協定先との定期的な情報共有及び意見交換を行い、災害対応力の強化を図っていく。

■町民の役割（自助）

- 気象情報や防災行政無線、ケーブルテレビなど複数のメディアを活用して発信される行政情報に十分注意を払うとともに、豪雪時は不要不急な外出をしない。
- 雪下ろしなどは、できるだけ自治区での一斉除雪のときに行うか、または民間業者へ委託する。

■地域の役割（共助）

- 自治区内の住民の安否や除排雪の状況などを確認する。
- 屋根の雪下ろしなどは、できるだけ一斉除雪など集団で行う。

■行政の役割（公助）

- 豪雪対策本部を設置し、防災計画に基く応急措置を速やかに実施し、町民生活に支障を来さないよう対応、対策に万全を期する。
- 役場関係各課の緊密な連携はもとより、国、県、関係機関と連携を図る。
- 防災行政無線やケーブルテレビをはじめ、町公式LINEなど複数のメディアを活用し、町民への確かな情報を伝達する。



[大雪による通行不能となった国道 49 号：平成 22 年 12 月 26 日撮影]

6 雪を活かしたまちづくり



6-1 産業及び観光の振興

基

(1) 雪氷冷熱エネルギーを利用した新しい産業の振興

【現状と課題】

本町では、平成8年度に雪室施設を整備し、日本酒や農林産物の貯蔵施設として活用を図ってきた。

他市町村の先進的な取り組みとしては、新潟県上越市安塚地区において雪氷冷熱エネルギーを利用した施設等を整備し、地域の活性化や産業の振興に繋げている事例もある。このように雪は厄介者という発想から、地域の資源という考えのもと、雪氷冷熱エネルギーの活用に向けた調査、研究を進め、新たな産業の振興に結び付けていく必要がある。

また、平成20年度にインターネットなどのICT(情報通信技術)を活用し、地域づくりや新たに会社を設立しようとしている方を支援する施設としてテレワークセンターを開設し、雪国でもICTの技術を活用し季節に関係なく仕事ができるテレワークを推進してきた。令和3年度には、「西会津町デジタル戦略」を策定し、今後もICTを活用した産業振興を進めていく。

【課題を解決するための実施計画】

○雪国を利用した遊休施設等の活用を調査・研究

豪雪地帯の気候を活用した遊休施設の利活用について、調査・研究を行い、新たな産業の振興を図る。

○雪冷房システムを活用したデータセンターの誘致の調査・研究

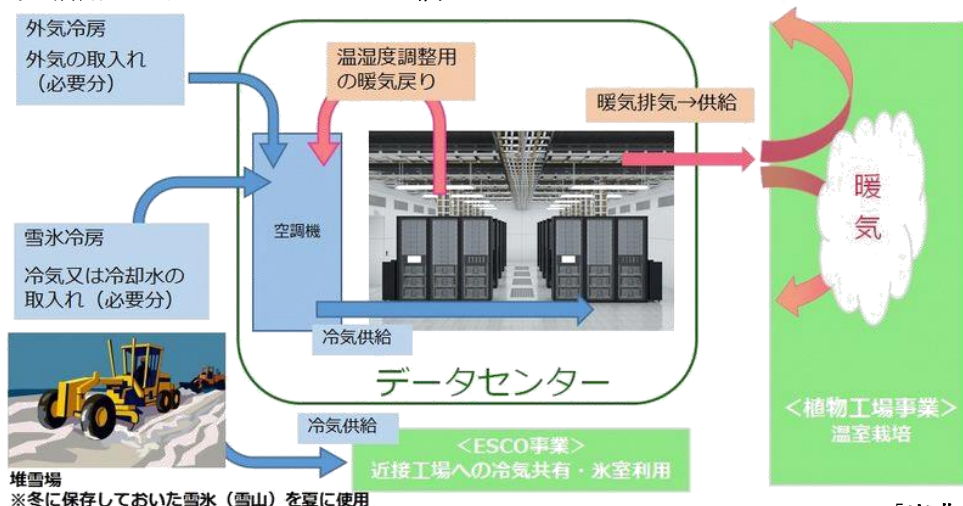
雪による冷房システムを活用した、データセンターの誘致について調査・研究を行う。

○テレワークの推進

雪国でもICTの技術を活用して仕事ができるテレワークを推進する。

【参考例】

<雪氷と外気を活用したデータセンターの空調システム>



[出典：NCRI]

(2) 雪国の特性を活かした農林業の振興

【現状と課題】

本町では、冬期間、若手農業後継者による雪下キャベツなどの高付加価値野菜栽培や耐雪型パイプハウスの導入により野菜栽培が可能となっている。一方、林業においてもパイプハウスを活用した菌床きのこ栽培が行われており、生産者、生産量とも増加傾向にある。

しかし、耐雪型パイプハウスは除雪作業が必要であり、雪害による倒壊などを未然に防止する対策が必要である。また、菌床きのこ栽培に必要なオガ粉は町外産を用いている状況であり、本町の豊富な森林資源の有効活用が求められている。

このほか本町では、雪室が整備されており夏でも雪の冷気を活かした貯蔵が可能となっている。

【課題を解決するための実施計画】

○雪を利用した高付加価値型農業の振興

雪下野菜栽培や雪室施設を使った野菜の貯蔵など、雪の利用で高付加価値化した農林産物の振興を図る。

○雪室施設の活用

雪室は一般の冷蔵庫より湿度が高いのが特徴で、出荷時期を遅らせ、米、そば等の鮮度を維持できる他、日本酒等はまろやかな味になるなどの効果があると言われており、この特長を活かして、ミネラル野菜をはじめとする農林産物等の付加価値を高めて販売促進につなげる。

(3) 雪国の特性を活かした観光の振興

【現状と課題】

本町では、かつては冬期間の観光はオフシーズンであったが、雪に親しむイベントとして雪国まつりを開催し、多くの来場者でにぎわっている。また、雪国の暮らしや食、伝統的な行事等を素材としたグリーン・ツーリズムなどにより近年は友好都市や首都圏からの来町者も増えつつある。

しかし、大山祇神社、鳥追観音、道の駅よりっせなどの観光地では、冬期間の観光客数は大幅に減少している状態で、冬期間の誘客に向けた取組みが期待されている。

【課題を解決するための実施計画】

○冬期のグリーン・ツーリズム活動の充実

雪国の暮らしや食、伝統行事などを活かしたグリーン・ツーリズム活動の充実を図る。

○農家民泊の推進

雪国の暮らしや食を体験できる農家民泊の推進を図る。

(4) 雪と親しむイベント、スポーツ等の推進

【現状と課題】

冬期間、積雪のため屋外でのスポーツやレクリエーションが限られている本町では、雪国まつりを毎年開催し、雪に親しむイベントとして地域の活性化にも結びつけているほか、町内の自治区においても集落単位で雪灯籠などを使ったイベントを開催している。またスポーツ活動としては、さゆり体育館や屋内プール、ゲートボール場が活用されているが、夏季と比べると運動不足になりがちである。

【課題を解決するための実施計画】

○雪を活用したイベントの開催

雪に親しむイベントとして、西会津雪国まつりを継続し、魅力あるイベント内容の充実を図るとともに、冬のスポーツ等の新規イベントなどを調査・検討する。

また、夏に雪を活用したイベント等をできないか調査・検討する。

○地域におけるイベント情報の発信

自治区等で開催している冬期間のイベントについて、ケーブルテレビや広報紙、SNS等を活用した情報発信を行う。



[西会津雪国まつり]

(5) 雪国の伝統文化の伝承

【現状と課題】

町民一人ひとりが雪国の暮らしに理解を深め、雪に親しみ、雪と調和した暮らしを創造していくことは、豊かで潤いある雪国での生活をしていくうえでは極めて重要である。特に雪国特有の伝統文化を次の世代へ引き継いでいく必要がある。

【課題を解決するための実施計画】

○雪国特有の民俗資料の伝承

雪国特有の生活用具、民俗資料、民話、慣習、伝統民俗芸能等の収集、記録、保存及びその活用を進める。

○冬の伝統行事の継承

冬の伝統的な行事（歳ノ神やだんごさし）などを活用したイベントの開催や、伝統行事の由来や意味をまとめた冊子を発行する。



[歳ノ神]

(6) 都市との交流

【現状と課題】

本町では、友好交流都市との交流や移住・定住を促進する取組みを実施してきた。その体験の一つとして、除雪作業などの雪国を体験する機会も提供している。雪国体験を通して、地域との交流、さらに西会津への理解を深めるきっかけづくりとしている。今後、受入体制の整備や体験作業の安全確保に努めていく必要がある。

しかし、除雪作業に不慣れな方もおり、除雪作業に係る安全性の確保が課題となっている。

【課題を解決するための実施計画】

○雪国体験交流の実施

雪国まつりへの参加や田舎暮らし体験ツアーなどによる除雪体験、雪国特有の凍み雪渡りやダイヤモンドダストなどの自然現象体験、古くから伝わる「かんじき」作りや「わら細工」など、雪国の自然や文化に触れる体験型交流を促進するとともに、雪国の暮らしを体験できる交流を通じて、西会津への理解を深める。また、ジョセササイズを用いた、除雪作業の楽しさと作業事故防止の普及に努める。



■町民の役割（自助）

○雪国まつりや雪国体験交流などのイベントに積極的に参加する。

■地域の役割（共助）

○地域の冬の伝統的な行事（歳ノ神やだんごさし）や暮らし、食を通し、都市との交流を受け入れる。

■行政の役割（公助）

○雪や自然エネルギーを活用した産業振興について調査、研究を進める。

○雪室を有効に活用し農林業の振興を図る。

○雪国の暮らし、食、伝統行事を活かした観光の振興を図る。

○雪国まつりなどのイベントを継続して行う。

(1) 雪国の健康づくり、健康管理

【現状と課題】

本町では、「からだ」「こころ」「つながり」の3つの“健康”による『さすけねえわ（輪）』の健康づくりを推進している。健康づくりを通して一人ひとりの幸せな暮らしの実現に向け、町民、地域、町が一丸となって健康づくりに取り組んでいる。

冬期間は積雪のため屋外で運動する機会が少なくなり、冬期間の健康づくりや健康管理は大変重要な課題となっている。特に高齢者は家に閉じこもりがちになることから、日頃からの運動などが重要となっている。

【課題を解決するための実施計画】

○冬期間におけるスポーツの振興

冬期間は雪の影響もあり、運動不足になりがちのため、屋内で運動ができる施設の整備や活用、冬期間でも取り組みやすいニュースポーツ（カローリング、輪投げ等）の振興を図り、運動に親しみやすい環境に努める。

○運動機会の提供

町民の運動に親しむ機会を増やすため、ラジオ体操、ジョセササイズや健康ポイント事業などの推進を図る。

○食生活の改善

漬け物や保存食等、塩分の多い食べ物の摂取が多かった食生活の改善を進めてきた。今後も、適塩、バランス食を普及していく。



[カローリング大会]



[ラジオ体操講習会]

(2) 伝統的な雪国の「衣」「食」「住」の継承、振興

【現状と課題】

雪国には、これまで冬の生活を快適に過ごせる知恵と工夫により、「衣」「食」「住」各分野にわたって雪国らしい生活スタイルが受け継がれてきた。近年は経済的な豊かさや都市化の流れにより、雪国特有の生活スタイルが失われつつあるが、これまで培ってきた伝統的な雪国の「衣」「食」「住」を発掘、継承することにより、雪国「にしあいつ」の魅力を再発見することができる。

【課題を解決するための実施計画】

○伝統衣装の伝承

綿入れ^{はんてん}や^{みの}蓑、深靴など、雪国特有の衣類や履物等を記録に残していく。

○食文化の伝承

冬期間の保存食（大豆、干しいたけ、棒たら、車麩、干し柿など）を伝承する。

風土に根付いた料理、伝統料理を伝承するための講習会を開催する。



[西会津町に伝わる郷土料理の作り方をまとめた『西会津の郷土料理』]

(3) 雪国教育の推進

【現状と課題】

雪国には雪国特有の生活スタイルがあり、それが雪国の伝統的文化である。

雪は、単に厄介者だけでなく雪があることで自然豊かな風土があり、また資源であることを、子どもたちに伝えて行く必要がある。

雪国だからこそ経験できることを、後世へ伝えていく必要がある。

【課題を解決するための実施計画】

○雪に関する学習機会の提供

雪囲い作業や除雪作業、雪国ならではの知恵や工夫など、様々な雪国の生活について学ぶ機会を提供する。

○雪氷冷熱エネルギーの活用

公共施設において雪氷冷熱エネルギーを活用した設備を導入し、太陽光発電などと共に自然エネルギー循環システムを体験できる環境を整備する。

■町民の役割（自助）

○冬期間の運動や健康ポイント事業など、積極的に取り組む。

○伝統料理を次の世代に受け継いでいく。

■地域の役割（共助）

○冬の伝統的な行事（歳ノ神やだんごさし）を地域で子どもたちに継承していく。

■行政の役割（公助）

○冬期間の運動に親しみやすい環境に努める。

○雪に関する学習機会の提供を行う。

第4章 計画の推進

- 1 計画の進行管理
- 2 施策展開の行程



1 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、今後の社会経済情勢や町民ニーズ、計画の実施状況などを把握するとともに、主要な施策ごとに定めた課題を解決するための実施計画を作成し、適宜、評価・検証を行いながら適切な進行管理を行う。また、必要に応じて、基本施策や課題を解決するための実施計画などについても追加修正を行う。



2 施策展開の行程

施策の展開については、導入の容易さ、町民のニーズ、効果などを勘案し。次のように、短期、中・長期に区分して施策の取組みを進めていく。

短期

現在実施又は実施可能な施策（おおむね5年以内）

中長期

導入にあたって、多くの条件整理や町民や自治区との合意形成が必要な施策及び技術的課題や財政的課題の解決が必要な施策



2 施策展開の行程



基本方針に基づく施策

基本方針	基本施策	課題を解決するための実施計画	
		短期	中長期
雪に強いまちづくり	1-1 流雪溝、消融雪設備の整備	除雪組合等への指導及び運営支援 雪処理に係る広報活動の推進 計画的な施設修繕	分水作業の効率化に向けての調査 消雪施設整備の促進 急こう配箇所への融雪設備の導入 自然エネルギーを活用した融雪設備の調査
	1-2 雪に関する情報提供システムの構築	雪に関する相談窓口の設置 「冬の暮らしガイド」の作成 大学や関係機関との連携による地域気象情報の提供 雪による道路交通情報の提供 雪による公共交通機関情報の提供 関係機関との連携による雪害情報の共有と提供	自治区と連携した除雪モニター制度の導入
	1-3 雪に強い居住環境の整備	克雷型住宅や事故防止設備等の情報提供 雪を考慮した医療・介護・福祉サービス供給体制及び生活環境施設等の整備 地域と連携した生活環境施設の除排雪作業 空き家に係る除排雪の管理の確保	
	1-4 冬期共同住宅の整備	共同住宅利用者への支援	遊休施設や空き家を活用した施設整備
	1-5 環境にやさしい雪対策の調査検討	自然エネルギーの公共施設等への導入・管理	自然エネルギーを活用した融雪装置の調査研究及び導入
冬の快適な道づくり	2-1 道路交通の確保	初動体制の強化 排雪場所の確保 自治区への小型除雪機の導入 除雪機械の計画的な更新 関係団体による連携会議の開催 国道改築事業等の整備促進 除雪オペレーターの免許取得のための補助制度の導入 除雪マイスター制度の導入 除雪作業の研修会や講習会の開催	除雪モニターの配置による的確な気象情報の把握 GPS装置を活用した除雪車位置情報の利用 除雪オペレーターの通年雇用制度の推進
	2-2 歩道の確保	除雪出勤基準による除雪作業 歩行者に対する交通安全対策の実施 通学時間に合わせた除雪作業 防雪柵等の安全施設の設置	
共助による雪処理の体制づくり	3-1 地域における雪処理の体制づくり	既存除雪組合の運営内容の検討 小型除雪機の貸与や運用方針についての見直し 安全対策に関する講習会の開催 自治区全体による一斉除排雪作業	未組織の自治区に対する除雪組合の設置と支援
	3-2 除雪弱者、要配慮者への支援	地域における話し合いの場の開催 雪処理支援隊の拡充 地域の支え合い活動による雪処理支援	
	3-3 雪処理担い手の確保	除雪事業者の紹介 低所得者に対する支援制度 関係団体との連携及びボランティアの活用 大学や企業等によるボランティアの活用	地域除雪活動の組織化 地域除雪活動への支援
安全な生活環境づくり	4-1 雪害防止対策	雪崩危険箇所の表示 倒木危険箇所の対策	危険箇所への雪崩防止柵等の設置
	4-2 安全な雪対策の取組み	冬期間の交通安全対策活動の実施 雪道の安全運転等の広報活動 安全に除雪作業を実施するための広報活動 安全な除雪作業の広報活動	
豪雪時の体制づくり	5-1 豪雪対策本部の設置と応急対策	町防災計画による豪雪対策本部の設置 町防災計画に基づく応急措置 災害時相互応援協定の推進	
雪を活かしたまちづくり	6-1 産業及び観光の振興	テレワークの推進 雪を利用した高付加価値型農業の振興 雪室施設の活用 冬期のグリーン・ツーリズム活動の充実 農家民泊の推進 雪を活用したイベントの開催 地域におけるイベント情報の発信 冬の伝統行事の継承 雪国体験交流の実施	雪国を利用した遊休施設等の活用を調査・研究 雪冷房システムを活用したデータセンターの誘致の調査・研究 雪国特有の民俗資料の伝承
	6-2 快適な冬の暮らし	冬期間におけるスポーツの振興 運動機会の提供 食生活の改善 伝統衣装の伝承 食文化の伝承	雪に関する学習機会の提供 雪氷冷熱エネルギーの活用

2 施策展開の行程



地域安全克雪方針に基づく施策

地域安全克雪方針	基本施策	課題を解決するための実施計画	
		短期	中長期
誰もが情報を受け取れる町	1-2 雪に関する情報提供システムの構築	雪に関する相談窓口の設置	自治区と連携した除雪モニター制度の導入
		「冬の暮らしガイド」の作成	
		大学や関係機関との連携による地域気象情報の提供	
		雪による道路交通情報の提供	
		雪による公共交通機関情報の提供	
		関係機関との連携による雪害情報の共有と提供	
除雪体制が維持・継続できる町	2-1 道路交通の確保	初動体制の強化	除雪モニターの配置による的確な気象情報の把握
		排雪場所の確保	GPS装置を活用した除雪車位置情報の利用
		自治区への小型除雪機の導入	除雪オペレーターの通年雇用制度の推進
		除雪機械の計画的な更新	
		関係団体による連携会議の開催	
		国道改築事業等の整備促進	
		除雪オペレーターの免許取得のための補助制度の導入	
		除雪マイスター制度の導入	
		除雪作業の研修会や講習会の開催	
地域が一体となって支え合う町	3-2 除雪弱者、要配慮者への支援	地域における話し合いの場の開催	
		雪処理支援隊の拡充	
		地域の支え合い活動による雪処理支援	
安全・安心に暮らせる町	4-2 安全な雪対策の取組み	冬期間の交通安全対策活動の実施	
		雪道の安全運転等の広報活動	
		安全に除雪作業を実施するための広報活動	
		安全な除雪作業の広報活動	

資料編

- 1 雪対策基本計画等策定作業の考え方と組織体制
- 2 西会津町雪対策基本計画等策定委員会委員名簿
- 3 西会津町雪対策基本計画等策定プロジェクトチーム構成員名簿
- 4 策定経過



1 雪対策基本計画等策定作業の考え方と組織体制

(1) 雪対策基本計画等策定作業の考え方

1. 概要

本町は特別豪雪地帯に指定されており、冬期間の日常生活や経済活動において、雪対策は必要不可欠かつ極めて重要な課題の一つである。町では、快適で安全・安心な冬期間の暮らしを確保することを目的に平成28年12月に西会津町雪対策基本計画を策定し、この計画に基づいて各種取り組みを実施してきたところである。

しかし、近年の人口減少、少子高齢化の進行による雪処理の担い手減少や、除排雪作業員の高齢化、空き家の増加、気候変動などを背景に、地域における雪に関する課題が複雑化しており、町民の皆さんが住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう、自助・共助・公助の役割分担による克雪体制の強化が急務となっている。

こうしたことから、町民の皆さんや関係団体、町が現状・課題を共有し、課題解決に向けた自立的で安全・安心な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための取り組みを定める西会津町地域安全克雪方針の策定及び雪対策基本計画の進捗や地域課題の変化を踏まえた見直しを行うものとする。

2. 雪対策基本計画等策定にあたっての基本的な考え方

- (1) 西会津町総合計画との整合性を図り、方針の策定及び計画の見直しを進める。
- (2) 町民や関係者が参画する西会津町雪対策基本計画等策定委員会と庁内関係課によるプロジェクトチームを設置し、協働により方針の策定及び計画の見直しに取り組む。
- (3) 町民懇談会の開催や意見公募（デシディムも活用する）を通して広く町民の皆さんの意見を方針等に反映する。
- (4) 方針策定及び見直しの過程で、随時助言を受けるため、外部の有識者に策定委員会の委員長及び部会の部会長を依頼する。

3. 雪対策基本計画等策定の方法

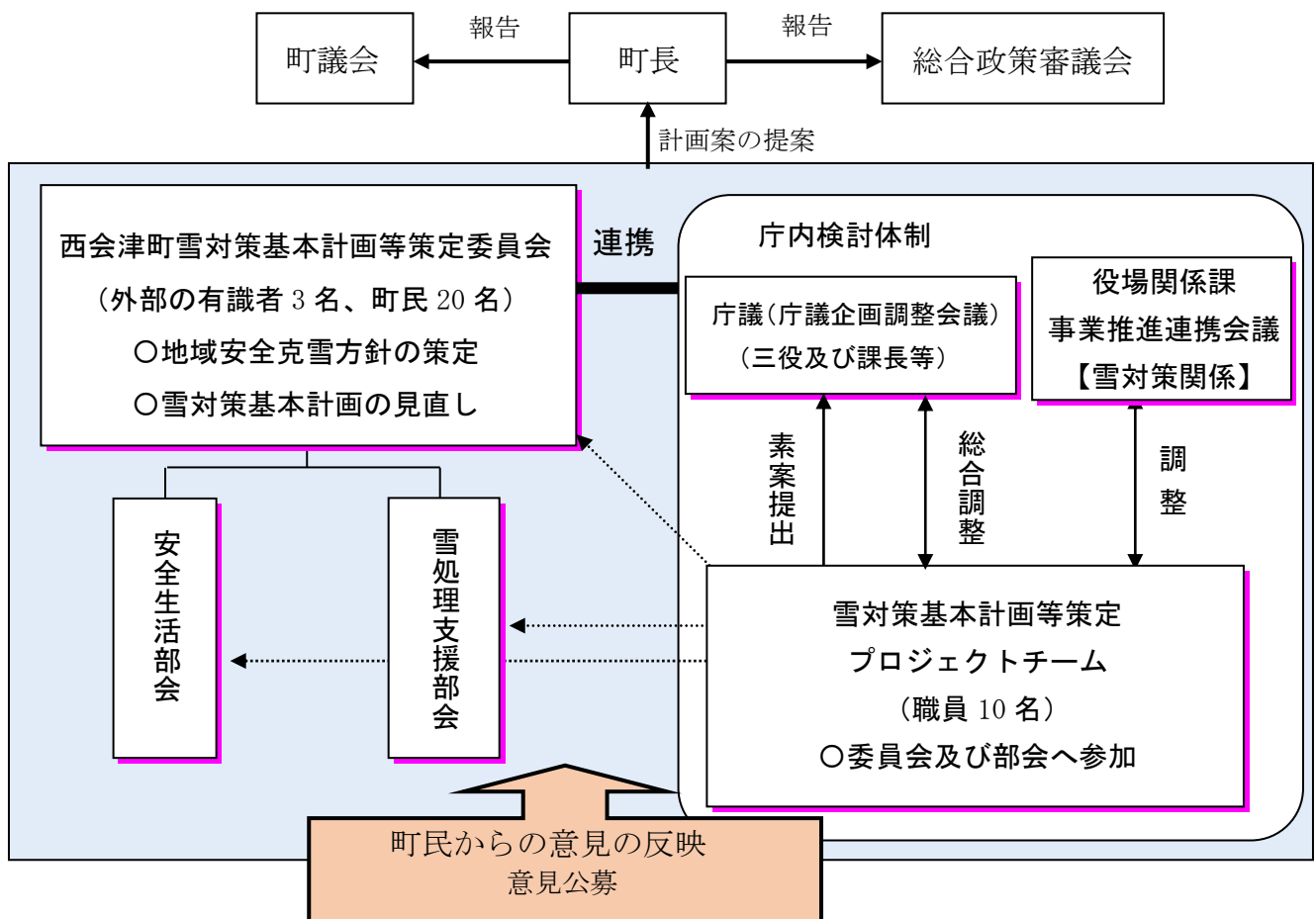
(1) 策定組織

- ・西会津町雪対策基本計画等策定委員会（委員23名）
専門家や国等関係機関、有識者、町民の参加による検討組織。
委員会には、安全生活部会と雪処理支援部会を設置し、分野ごとに検討を予定。
- ・西会津町雪対策基本計画等策定プロジェクトチーム（町職員10名）
総務課（財政等）、町民税務課（空き家対策）、福祉介護課（高齢者等除排雪支援）、商工観光課（利雪・克雪）、建設水道課（道路除雪）、企画情報課（計画策定等）によるプロジェクトチームを設置。メンバーは委員会及び各部会に所属し、地域安全克雪方針を含めた雪対策基本計画（素案）を検討・作成する。

(2) 策定手順

- ① まず、計画等策定プロジェクトチームを中心に現行雪対策基本計画の事業進捗状況について評価・検証を行う。
- ② ①から、雪対策基本計画等策定委員会と計画等策定プロジェクトチームが連携・協力して、地域安全克雪方針（案）及び雪対策基本計画の見直し（案）を検討・作成する。なお、分野ごとに編成された部会（安全生活部会・雪処理支援部会）において町の現状と地域課題の変化を踏まえ、雪対策基本計画の見直し（案）について整理する。
- ③ ②を基に、計画等策定プロジェクトチームが雪対策基本計画（素案）としてまとめる。
- ④ ②の過程においては、外部の有識者が委員会及び部会の会議に参加し、随時専門的な見地から助言をいただき、計画等策定作業を進める。
- ⑤ 意見公募により広く町民の皆さんに意見を求める。
- ⑥ ②～⑤を反映した計画案を調整し、西会津町総合政策審議会に報告を行う。
- ⑦ ⑥を踏まえ最終的な計画案を調整し、町議会（全員協議会）で報告を行う。

(2) 計画等策定の組織体制





2 西会津町雪対策基本計画等策定委員会委員名簿

■任 期 令和5年6月28日～令和6年3月31日

区分	氏名	所属機関又は自治区	所属部会	備考
専門的な知識を有する者	中村洋介	福島大学 人間発達文化学類 教授	安全生活 雪処理支援	委員長 部会長
関係行政機関	星孝樹	国土交通省郡山国道事務所会津若松出張所長	安全生活	
	湯田博文	福島県喜多方建設事務所企画管理部長	安全生活	
雪処理に従事する者	小柴敬	野沢町内克雪活動実行委員会	安全生活	副委員長
	長谷川和宏	西会津町除雪受託組合	安全生活	
	鈴木暁	除雪オペレーター	安全生活	
自治区	越中博之	野沢地区自治区長連絡協議会	安全生活	
	杉原徳夫	尾野本地区自治区長連絡協議会	安全生活	
	佐藤俊夫	群岡地区自治区長連絡協議会	雪処理支援	
	高橋誠	新郷地区自治区長連絡協議会	雪処理支援	
	長谷川義一	奥川地区自治区長連絡協議会	雪処理支援	
町内関係団体	長谷川和典	西会津町社会福祉協議会	雪処理支援	
	青津稔	西会津町民生児童委員協議会	雪処理支援	
	三瓶克己	西会津町消防団 訓練本部長	安全生活	
	目黒貴之	西会津小中学校 PTA 連絡協議会	安全生活	
	佐々木崇之	西会津こゆりこども園 保護者会長	安全生活	
	二瓶穰	西会津町老人クラブ連合会 会長	雪処理支援	
	齋藤千代子	西会津町老人クラブ連合会 女性部	安全生活	
	新田由美子	西会津町商工会 女性部長	雪処理支援	
	渡部敦子	会津乗合自動車 株式会社	雪処理支援	副委員長
公募による者	鈴木由美子	松尾	安全生活	
町長が必要と認めた者	渡辺貴洋	地域おこし協力隊	安全生活	
	井上愛海	地域おこし協力隊	雪処理支援	

3 西会津町雪対策基本計画等策定プロジェクトチーム構成員名簿



所 属 課	構 成 員 氏 名	所 属 部 会	備 考
企画情報課	玉 木 周 司	—	プロジェクトチーム主任
	佐 川 勝 美	安 全 生 活	
	雅 楽 川 善 之	雪 処 理 支 援	
総 務 課	斎 藤 孝 洋	安 全 生 活	
町民税務課	佐 藤 美 恵	雪 処 理 支 援	
	薄 信 康	安 全 生 活	
福祉介護課	中 谷 博 道	安 全 生 活	
	斎 藤 美 香	雪 処 理 支 援	
商工観光課	古 川 祐 樹	雪 処 理 支 援	
建設水道課	佐 藤 栄 作	安 全 生 活	
	長谷川 博 一	雪 処 理 支 援	

4 策定経過



年 月 日	会 議 等	主 な 内 容
令和5年5月 19日	西会津町雪対策基本計画等策定プロジェクトチームの設置	プロジェクトチーム 11名により設置
5月 22日	西会津町雪対策基本計画等策定委員会の設置	委員 23名により設置
5月 22日	西会津町雪対策基本計画等策定委員会委員公募開始	応募者 1名
6月 28日	第1回 雪対策基本計画等策定委員会	委嘱状交付、講演会、委員長及び副委員長の選任、方針策定及び見直し手順について説明、部会の編成、策定スケジュールについて
6月 29日	第1回 プロジェクトチーム会議	年度別実施計画の事業進捗状況に対する評価、地域安全克雪方針（案）及び雪対策基本計画（素案）の作成手順について
6月 29日 ～8月 2日	プロジェクトチーム（部会ごと）による事業評価及び計画等（素案）の作成	①年度別実施計画の進捗評価 ②西会津町地域安全克雪方針（案） ③西会津町雪対策基本計画（素案）
8月 9日	第2回 雪対策基本計画等策定委員会	地域安全克雪方針（案）、計画（素案）について意見交換
8月 10日	第2回 プロジェクトチーム会議	地域安全克雪方針（案）を含む計画（素案）の再調整について
8月 10日 ～9月 25日	プロジェクトチーム（部会ごと）による計画（素案）の再調整	西会津町雪対策基本計画（第2期）素案の作成
9月 26日	意見公募の開始（10月6日まで）	意見公募チラシの全戸配布、ケーブルテレビ、町ホームページ、町民参加型合意形成プラットフォーム「デシディム」の活用
10月 6日	第3回雪対策基本計画等策定委員会	意見公募の結果説明、雪対策基本計画（第2期）案の作成作業
11月 27日	西会津町雪対策基本計画（第2期）案報告	委員長から町長へ原案の報告
11月 29日	町総合政策審議会へ報告	西会津町雪対策基本計画（第2期）の報告
12月 8日	町議会全員協議会へ報告	西会津町雪対策基本計画（第2期）の報告



西会津町雪対策基本計画（第2期）

〔発行〕

〒969-4495

福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3308

西会津町企画情報課

TEL 0241-45-4536 FAX 0241-45-4199

<https://www.town.nishiaizu.fukushima.jp>